



BOJ
Reports & Research Papers

*Payment and
Settlement
Systems
Report*

決済システムレポート
2012-2013



日本銀行
2013年10月

決済システムレポートの内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、あらかじめ
日本銀行決済機構局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

■序 文■

「決済システムレポート」は、わが国の決済システムを巡る動きを概括するとともに、決済システムの安全性・効率性の改善に向けた日本銀行ならびに関係機関の取組みを紹介することを目的としている。この「決済システムレポート 2012-2013」では、主として2011年7月から2013年9月までの出来事を扱っている。

グローバル金融危機以降、国際的には、決済システムの安全性の向上を目指して様々な規制強化や国際基準の整備が図られた。店頭デリバティブ取引については、G20 ピッツバーグ・サミットでの方針に沿って、各国に対して清算機関の利用や取引情報蓄積機関への報告義務付けなどが求められた。また、国際決済銀行支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会は、2012年4月、決済システム等のオーバーサイトに関する国際基準を包括的に見直した「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)を公表した。

わが国でも、各金融市場インフラにおいて、FMI原則を踏まえたリスク管理の強化が進められた。店頭デリバティブ取引に関しては、CDSや金利スワップの清算業務が開始されたほか、新たに取引情報蓄積機関が設立された。また、清算機関同士の合併もみられた。こうした中、日本銀行は、本年3月にこれまでのオーバーサイトに関する基本方針を改訂し、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を公表し、金融市場インフラへの働きかけを行っている。

一方、新たな決済インフラの構築に向けた取組みも着実に進展している。2011年11月には国際化・標準化に対応した第6次全銀システムが稼動するとともに、日本銀行が2006年から進めてきた日銀ネットの次世代RTGS化が完了した。さらに、現在、新日銀ネットの構築、国債決済期間の短縮(T+1化)、企業決済の高度化に向けた取組みなどが続いている。

言うまでもなく、決済システムは、重要な社会インフラであり、経済のグローバル化や技術進歩などの環境変化にいち早く対応し、その効率性や利便性を高めていくことが求められる。日本銀行では、国内外における決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行、関係省庁等との緊密な連携のもとで、決済システムの安全性と効率性を向上させる取組みを進めている。今後も、新日銀ネットが持つ機能を有効活用しながら、関係者と力を合わせて決済サービスの改善に努めていく考えである。

■目次■

第1章 決済の動向.....	1
第1節 大口資金決済および証券決済.....	1
1. 概観.....	1
2. 日銀ネットにおける決済.....	3
第2節 小口資金決済.....	4
1. 主要な小口資金決済.....	4
(1) クレジットカード、電子マネー、デビットカード.....	4
(2) 電子マネーの利用環境.....	7
2. 小口資金決済を巡る新しい動き.....	8
(1) 資金移動業.....	8
(2) 収納代行・代金引換サービス.....	9
(3) 企業決済における電子記録債権の利用.....	10
3. 海外の動向.....	11
第2章 決済の安全性・効率性向上のための枠組みの整備.....	14
第1節 国際基準・規制の動向.....	14
1. 金融市場インフラのための原則および関連規則の制定.....	14
2. 店頭デリバティブ市場改革の動向.....	17
(1) 清算集中義務と取引情報報告義務.....	17
(2) 各国の対応状況.....	17
(3) 取引主体識別子(LEI)の利用に向けた動き.....	20
3. 金融市場インフラに関連する金融機関のリスク管理に関連する規制.....	20
(1) 銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課.....	21
(2) 大口与信規制における銀行の清算機関向けエクスポージャーの扱い.....	22

(3) 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制	22
(4) 日中流動性管理のためのモニタリング指標	23
(5) 外為決済リスクの削減.....	23
4. 清算集中義務に関連する海外規制.....	24
第2節 日本銀行によるオーバーサイトの基本方針の改訂.....	24
第3章 決済システム関係者の具体的取組み	26
第1節 民間金融市場インフラの取組み.....	26
1. 概観.....	26
2. 各民間金融市場インフラの取組み.....	27
(1) 全国銀行資金決済ネットワーク: 全銀ネット	27
(2) 証券保管振替機構 (JASDEC: Japan Securities Depository Center)	28
(3) 日本証券クリアリング機構 (JSCC: Japan Securities Clearing Corporation) ...	29
(4) 旧日本国債清算機関 (JGBCC: Japan Government Bond Clearing Corporation) .	31
(5) ほふりクリアリング (JDCC: JASDEC DVP Clearing Corporation)	33
(6) 大阪証券取引所 (OSE: Osaka Securities Exchange)	35
(7) 東京金融取引所 (TFX: Tokyo Financial Exchange)	35
(8) DTCC データ・レポジトリ・ジャパン (DDRJ: DTCC Data Repository Japan)	36
(9) 海外の金融市場インフラ等	37
イ. CLS: Continuous Linked Settlement.....	37
ロ. LCH SwapClear	39
ハ. SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication	40
第2節 日本銀行の取組み.....	41
1. 日銀ネットの改善.....	41
(1) 日銀ネット次世代 RTGS 第2期対応	41
(2) 新日銀ネットの構築	43
2. 海外中銀に対するクロスボーダー担保スキームの導入	45

第3節 市場関係者の取組み.....	46
1. 国債決済期間の短縮.....	46
2. 企業決済の高度化.....	47
第4章 業務継続体制の強化に向けた動き.....	48
第1節 民間決済システム、金融市場の業務継続体制の強化に向けた動き.....	48
第2節 日本銀行の取組み.....	49
第5章 おわりに.....	50

■要 旨■

決済の動向（第1章）

わが国における資金決済の推移をみると、2012年度は、金融資本市場での取引が増加したことを反映して、日銀ネットにおける大口資金決済、CLSにおける外国為替取引等に係る円資金決済、全銀システムにおける内国為替決済は、いずれも金額・件数とも前年度を上回った。証券決済も、同様の理由から、決済金額・件数は総じて前年度を上回った。

現金を除く小口の資金決済（リテール決済）をみると、引き続きクレジットカードによる決済の規模が他の手段を大きく上回っており、その決済金額・件数は増加基調にある。また、電子マネーについては、カード発行枚数や決済端末台数が増加を続けるなど利用環境が拡大しており、決済金額・件数も高い伸びを示している。さらに、小額の為替取引業務を行う資金移動業者の数が徐々に増加しているほか、コンビニエンスストアによる収納代行サービスや宅配業者による代金引換サービスも増加を続けている。企業決済については、本年2月に全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が業務を開始し、広範な事業者により電子記録債権を利用する動きが広がっている。

この間、海外の動きをみると、英国では夜間・休日にも短時間で送金が完了するサービスが実現しているほか、オーストラリア、米国などの国々でも、同様のリテール決済サービスの実現に向けた取組みが広がっている。

決済の安全性・効率性向上のための枠組みの整備（第2章）

2012年4月、国際決済銀行支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会は、決済システムが満たすべき国際基準を包括的に見直し、新たに「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。同原則の内容は、グローバル金融危機から得られた教訓などを踏まえ、多くの点で従来の基準に比べ要求水準を引き上げる内容となっている。また、店頭デリバティブ取引についても、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミット等で示された方針に基づく改革が進められている。

日本銀行でも本年 3 月、これまでのオーバーサイトに関する基本方針を改訂し「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を制定、4 月より実施している。基本方針では、システム的に重要な金融市場インフラの安全性・効率性の評価に用いる基準として、FMI 原則を用いることを明記した。

決済システム関係者の具体的取組み（第3章）

わが国における金融市場インフラは、FMI 原則や関連規則の制定を受け、業務運営やリスク管理体制の検証を行い、改善に向けた取組みを進めている。この間、日本証券クリアリング機構(JSCC)においてクレジット・デフォルト・スワップと金利スワップの清算が開始されたほか、新たに取引情報蓄積機関として DTCC データ・レポジトリ・ジャパンが設立された。さらに本年 7 月には、それまで大阪証券取引所が有していた上場デリバティブ取引の清算機能が JSCC に統合されたほか、10 月には、JSCC と日本国債清算機関が合併した。

日銀ネットについては、2011 年 11 月に次世代 RTGS プロジェクトが完了した。これによって、外国為替円取引や大口内国為替取引などわが国における全ての大口資金決済の RTGS 化が実現した。さらに日本銀行では、今後の金融サービスの変化に柔軟に対応できる新たなシステム(新日銀ネット)の構築を進めている。

海外との関係では、2011 年 11 月にはタイ中央銀行との間でクロスボーダー担保スキーム(同行による日本国債を担保としたタイ・バーツ資金供給策)が開始されたほか、本年 7 月にはシンガポール通貨庁との間でも同様のスキームの導入が合意された。

市場関係者の間では、2017 年以降の速やかな実現を目指して国債決済期間の短縮(アウトライト取引を約定日の翌営業日に決済する T+1 化)に向けた検討が続いている。このほか、決済情報と商流情報の連携による企業決済の高度化に向けた取組みも進められている。

業務継続体制の強化に向けた動き（第4章）

決済システムは、重要な社会インフラであり、様々な障害の発生に備えて、十分な業務継続体制を整備しておく必要がある。民間決済システムでは、東日本大震災の経験や、FMI原則の導入により業務継続体制に関する基準が厳格化されたこと等を踏まえ、被災想定の見直し、自家発電設備の拡充に加え、要員体制や代替拠点の拡充等、さらなる体制強化に向けた取組みを継続している。また、金融市場レベルや、金融業界全体でも多数の主体が参加した実践的な訓練が継続的に実施されている。

日本銀行も、様々な災害の可能性を念頭におき、それらが自らの業務に及ぼす影響を最小限にいとめ、中央銀行としての責務を可能な限り円滑に遂行し続けるため、業務継続体制の点検、実践的訓練の実施などに取り組んでいる。

おわりに（第5章）

日本銀行は、決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行、関係省庁等と緊密に連携しながら、当面、以下のような課題に取り組んでいきたい。

まず、新日銀ネットについて、2014年1月の第1期稼働、2015年秋から2016年初めに予定している第2期稼働が予定通り開始できるように着実に作業を進めていく。また、民間金融市場インフラのオーバーサイトにあたっては、2012年のFMI原則において従来よりも強化された項目や新設された項目を中心に、FMI原則への適合状況を検証し、必要に応じて改善に向けた取組みを促していく。このほか、国債決済期間の短縮（アウトライト T+1 化）や企業決済の高度化を支援していきたい。

海外との関係では、各国中央銀行と密接に協力しながら、クロスボーダー決済システムの整備・強化に注力していく。また、引き続き、海外中央銀行とのクロスボーダー担保スキームの構築を進めていく。

業務継続については、民間決済システムや金融機関に整備を促すとともに、業界横断的な訓練などの取組みを支援していく。また、日本銀行としても、業務継続計画の実効性・効率性の維持・向上に努めていく考えである。

第1章 決済の動向

第1節 大口資金決済および証券決済

1. 概観

一般に、金融取引に関する決済は、大きく資金決済と証券決済に分けられる。このうち、資金決済は、決済金額の多寡に応じて、その仕組みが異なっており、大口資金決済と小口資金決済(リテール決済ともいう)に分けられる(図表 1-1)。

ここでは、主に大口資金決済および証券決済の動きを振り返る(図表 1-2)。図表 1-2 の決済金額・件数は、いずれも 2012 年度中の 1 営業日当りの平均値である。

まず、日本銀行当座預金の決済金額・件数は、それぞれ前年比+6.8%、+13.3%増加した。これには、グローバル金融危機後に大きく減少していた国債取引等が回復したことに加え、日銀ネットの次世代 RTGS (Real Time Gross Settlement<即時グロス決済¹>)プロジェクトの第2期対応(第3章第2節1.(1)で後述)の実施に伴い、1件1億円以上の大口内国為替取引が時点ネット決済²から日銀当座預金を利用した RTGS に変更されたことなどが影響している。

外国為替取引等に係る円資金決済についてみると、外国為替円決済制度における決済金額が減少する一方で、主要通貨間の外国為替取引を PVP (Payment versus Payment³)決済する CLS の決済金額(円取引分)が増加した。これに伴い、CLS を経由した取引の割合は一段と高まった。

内国為替取引についてみると、全国銀行内国為替制度における決済金額・件数(前述の大口内国為替取引のほか、1件1億円未満の取引も含む)は、それぞれ前年比+4.1%、+4.8%増加した。

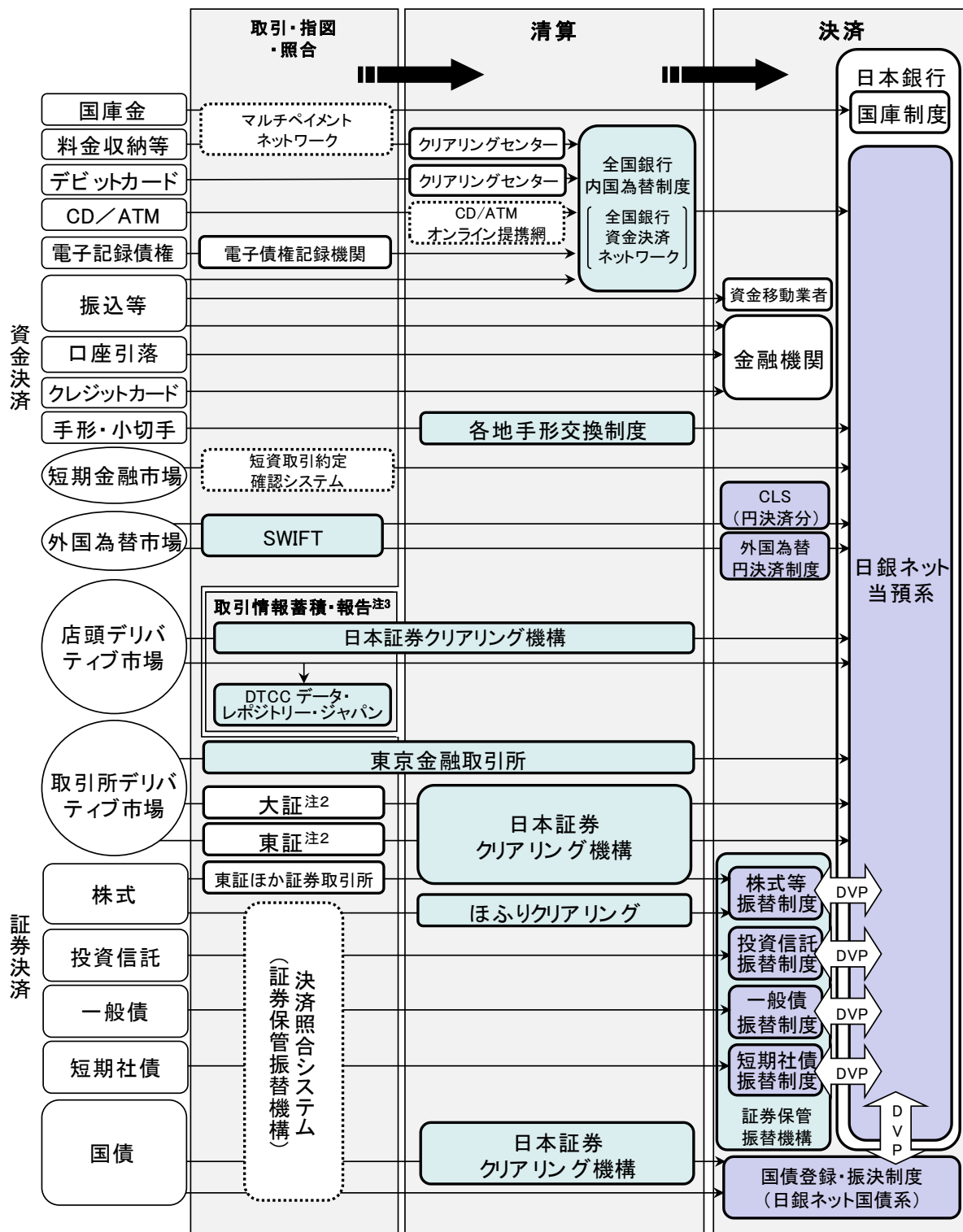
次に、証券決済をみると、国債決済については、グローバル金融危機後に大きく減少していた国債取引の回復もあって、日本銀行の国債登録・振替決済制度における決済金額・件数はそれぞれ前年比+8.1%、+4.5%増加したほか、日本国債清算機関(JGBCC)の債務引受金額も前年比+17.9%の大幅増加となった。株式については、2012 年末以降の株価上昇局面での取引増加もあって、日本証券クリアリング機構(JSCC)の債務引受額(前年比+14.0%)と、証券保管振替機構(JASDEC)における株式等振替制度の決済件数(同+3.5%)は、ともに増加した。

¹ 決済システムが振替の依頼を受け付ける都度、1件ごとに、その全額を決済する仕組み。

² 決済システムが受け付けた振替の依頼を一定の時刻(=時点)までためておき、その時点で、各金融機関それぞれの受払差額を入金または引落しする仕組み。

³ 一方の通貨が支払われることを条件として他方の通貨の支払いを実行することで、同時に決済を行う仕組み。なお、国債などの証券の引渡しと代金の支払いを同時に決済する仕組みを DVP (Delivery versus Payment)と呼ぶ。

図表 1-1 わが国の主要な決済システム^{注1}



注1) 点線で囲まれているシステムは取引の一部で利用されているもの。

注2) 東京証券取引所の上場デリバティブにかかる市場開設業務は、2014年3月に大阪証券取引所に移管される予定。

注3) 清算を行う店頭デリバティブ取引については日本証券クリアリング機構が、それ以外の取引については、金融機関から直接報告されるものを除いてDTCC データ・レポジトリー・ジャパンが、取引情報を蓄積し当局に報告する義務を負う。

図表 1-2 主要な決済システムの決済金額・件数等

大口資金決済	金額(兆円)	前年比(%)	件数(千件)	前年比(%)
日本銀行当座預金	112.0	6.8	62.9	13.3
うち コール取引等	40.6	2.9	—	—
国債 DVP	42.7	8.9	—	—
大口内国為替取引 ^{注2}	8.1	2.6 倍	—	—
CLS(円取引分)	35.3	9.4	81.9	3.9
外国為替円決済制度	10.3	▲8.9	26.0	1.0
全国銀行内国為替制度 ^{注3}	11.0	4.1	5985.8	4.8
手形交換制度 ^{注4}	1.1	▲6.2	100.3	▲5.1

証券決済	金額(兆円)	前年比(%)	件数(千件)	前年比(%)
国債登録・振替決済制度	84.9	8.1	17.2	4.5
日本国債清算機関 ^{注5}	45.6	17.9	—	—
日本証券クリアリング機構 ^{注5}	1.8	14.0	—	—
ほふりクリアリング ^{注5}	0.9	3.8	80.2	▲2.8
証券保管振替機構 ^{注6}				
うち 株式等振替制度	—	—	343.6	3.5
短期社債振替制度	5.0	0.1	1.2	1.9
一般債振替制度	0.9	▲4.1	2.2	6.5
投資信託振替制度	0.8	12.6	18.9	10.5

注1) 計数はいずれも2012年度中の1営業日平均。

注2) 大口内国為替取引の前年比は、2011年度の1営業日平均決済金額について、次世代RTGS第2期対応が実施された2011年11月16日以降の合計値を2011年度の営業日数(246営業日)で除した値を用いて算出している。

注3) 全国銀行内国為替制度は、全銀システム取扱の金額と件数。

注4) 手形交換制度は、東京手形交換所の交換金額と枚数。

注5) 各清算機関は、清算対象取引高(債務引受額)を片道で評価した金額。日本証券クリアリング機構は株式等の取引所取引DVP決済、ほふりクリアリングは株式等の一般振替(証券会社とカストディ銀行等との振替など、取引所取引以外の振替)DVP決済を対象としている。

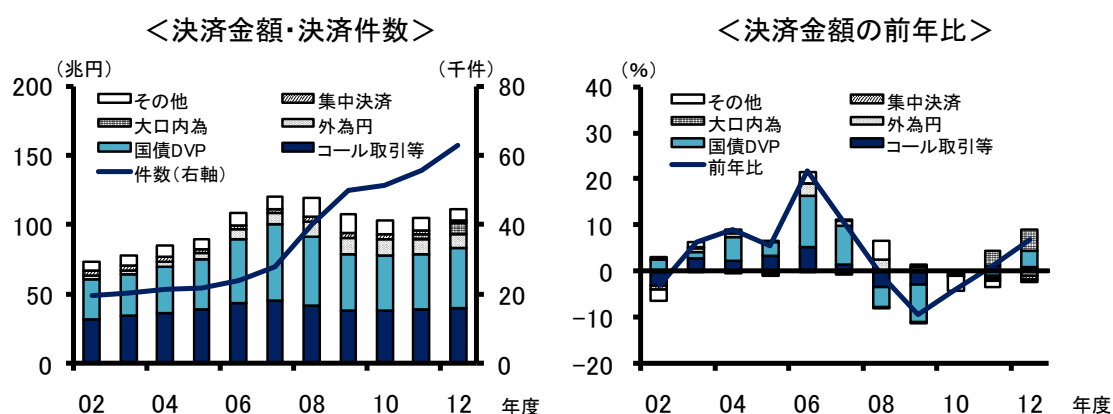
注6) 証券保管振替機構の株式等振替制度は、増加(新規記録)・減少(抹消)・口座振替の合計値。短期社債振替制度、一般債振替制度は、引受・振替・償還・買入消却の合計値。投資信託振替制度は設定・解約・償還・振替の合計値。

出所) 日本銀行、証券保管振替機構

2. 日銀ネットにおける決済

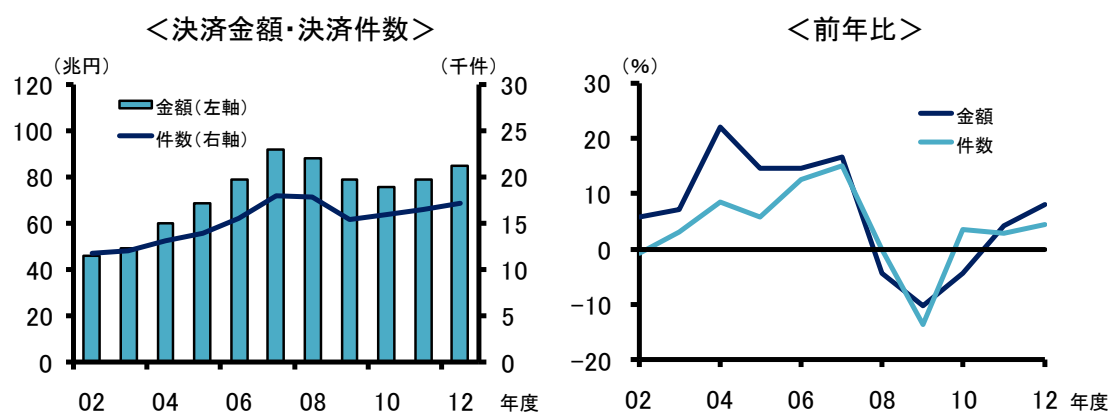
日銀ネット当預系における資金決済動向をみると、2012年度は前年度に比べ決済金額・件数ともに増加した(図表 1-3)。この理由としては、①グローバル金融危機後に大きく減少していた国債取引の回復に加え、②後述する次世代 RTGS プロジェクトの第2期対応に伴い、日銀ネットにおいて大口内国為替取引の RTGS 決済が行われるようになったことなどが挙げられる。また、日銀ネット国債系における国債決済の金額・件数も、国債取引の回復を反映して増加傾向にある(図表 1-4)。

図表 1-3 日銀ネット当預系における決済金額・決済件数



注) 決済金額・件数は、いずれも年度中の1営業日平均。
出所) 日本銀行

図表 1-4 日銀ネット国債系における決済金額・決済件数



注) 決済金額・件数は、いずれも年度中の1営業日平均。
出所) 日本銀行「決済動向」

第2節 小口資金決済

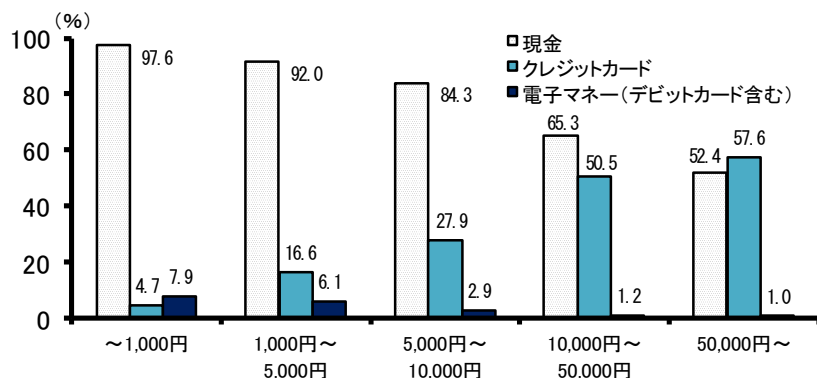
1. 主要な小口資金決済

(1) クレジットカード、電子マネー、デビットカード

わが国においては、日常的な買い物など、対面取引の場面での小口の資金決済の手段として、現金、クレジットカード、電子マネー⁴、デビットカード等が利用されている。このうち、現金は、1件5万円以下の決済においてはわが国における最も一般的な決済手段となっている(図表 1-5)。

⁴ 一般に、「電子マネー」と呼ばれるものは、電子的なりてール決済手段のうち、利用する前にチャージを行うプリペイド方式を採用したものをいう。本稿では、非接触型 IC チップを搭載した電子マネーのうち、專業系(楽天 Edy)、鉄道会社などが発行する交通系(ICOCA、Kitaca、PASMO、SUGOCA、Suica)、小売流通企業が発行する流通系(nanaco、WAON)の3種8つを調査対象としている。

図表 1-5 日常的な支払いにおける主な決済手段



注1) 「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](2012年、金融広報中央委員会)における「あなたのご家庭では、日常的支払い(買い物代金等)について、金額に応じて資金決済手段をどのように使い分けていますか。金額ごとによく利用している決済手段を選んで下さい」(選択は2つまで)との設問に関する回答を集計。利用割合の分母について無回答者を除いて集計している。

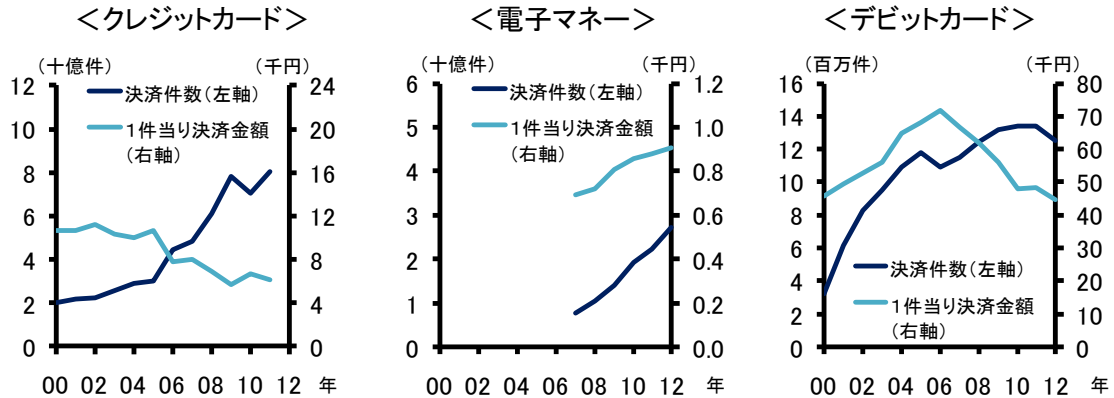
注2) 選択肢「その他」は、図表への掲載を省略している。

出所) 金融広報中央委員会

一方、クレジットカード、電子マネー、デビットカードは、その普及度合いや利用できる場所等に差があり、利用件数や利用金額帯などにも違いがみられる。

まず、クレジットカードの年間決済件数は振れを伴いつつも増加を続けており、2011年には80億件に達している(図表1-6)。1件当りの決済金額は、より小額の決済にも利用されるようになってきていることから、約6,000円と2000年代初めに比べて約4割低下した。次に、電子マネーの年間決済件数は、後述する利用環境の拡がりを背景に、最近では25億件にまで増加している。1件当りの決済金額をみると、利用金額帯が比較的高いスーパー等での利用増加もあって約900円にまで上昇している。この間、デビットカードは、1件当りの決済金額が、2006年度の約7万円をピークに最近では約4～5万円まで減少しており、年間決済件数も1,300万件前後で推移している。

図表 1-6 主要な小口資金決済手段の決済件数と1件当り決済金額

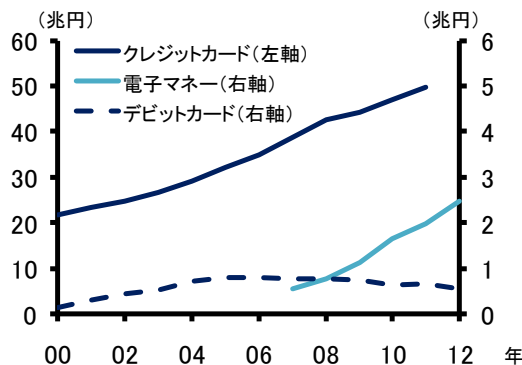


注1) 「クレジットカード」の決済件数は、「消費者信用実態調査」(日本クレジット協会)を用いた日本銀行による推計値。推計にあたっては、①「小売業等販売会社」・「クレジット会社等与信業者」の別、「割賦方式」・「非割賦方式」の別の4区分について、それぞれの「信用供与額」を「1件当りの供与額」で除することで区分毎の決済件数を算出し、②算出された区分毎の決済件数を足し合わせて、全体の決済件数を算出している。また、「クレジットカード」の1件当り決済金額は、全体の「信用供与額」を、前述の方法で算出された全体の決済件数で除して算出している。

注2) 電子マネーは、「最近の電子マネーの動向について(2012年)」(2012年11月、日本銀行決済機構局)における計数を2012年12月まで追加調査した上で、年間集計したもの。07年の決済件数は、4月から12月までの合計値。
出所) 日本クレジット協会、日本銀行、日本デビットカード推進協議会事務局

次に、年間決済金額をみると、クレジットカードの年間決済金額はこの10年で約20兆円から約50兆円に増加している(図表1-7)。また、電子マネーの年間決済金額は、決済件数と1件当りの決済金額の増加から、2兆円強に達している。一方、デビットカードの年間決済金額は、1件当りの決済金額の低下を背景に緩やかな減少傾向にあり、最近では6,000億円程度となっている。

図表 1-7 主要な小口資金決済手段の年間決済金額



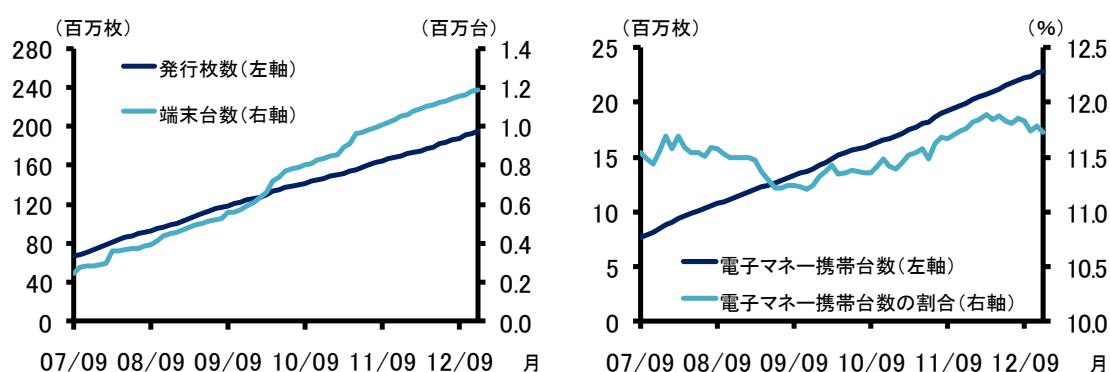
注) 電子マネーは、「最近の電子マネーの動向について(2012年)」(2012年11月、日本銀行決済機構局)における計数を2012年12月まで追加調査した上で、年間集計したもの。07年の計数は、4月から12月までの合計値。
出所) 日本クレジット協会、日本銀行、日本デビットカード推進協議会事務局

このように、小口資金決済における3つの決済手段を比較すると、クレジットカードの決済金額・件数が最も大きく、現金に次いで多く利用されている。電子マネーは、決済金額自体は小さいものの、決済件数はクレジットカードの3割程度に達しており、比較的小額の決済金額帯での利用を中心に普及が進んでいる。この間、デビットカードの決済金額・件数は、他の決済手段と比較すると相対的に小さい。

(2) 電子マネーの利用環境

近年の電子マネーの決済金額・件数の増加の背景には、電子マネーのカード発行枚数の増加のほか、その利用環境の広がりがあるとみられる(図表 1-8 左)。まず、小売店などに設置される電子マネー決済のための端末台数は、2011年9月に100万台を突破した後、2012年12月には118万台に達した。こうした中、電子マネーの価値を記録できる携帯電話(以下、電子マネー携帯)の台数も増加を続けており、電子マネー携帯が電子マネー媒体全体に占める割合も12%弱に達している(図表 1-8 右)。

図表 1-8 電子マネーの利用環境の変化

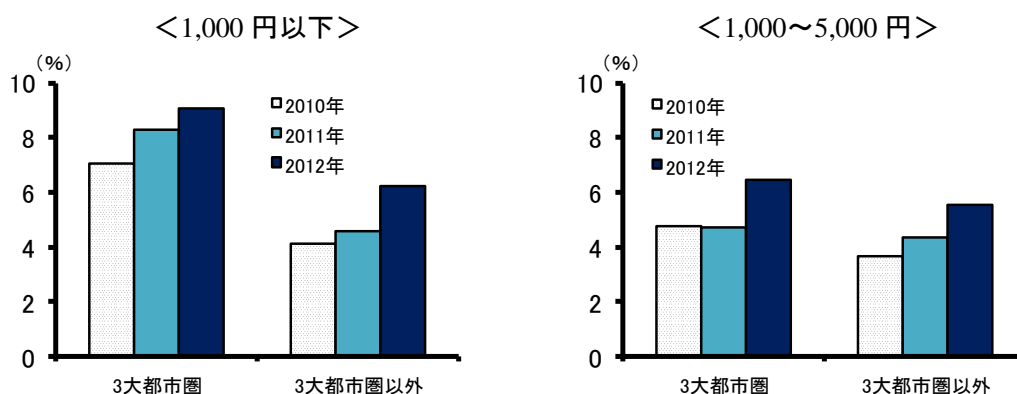


注) 計数は、「最近の電子マネーの動向について(2012年)」(2012年11月、日本銀行決済機構局)における計数を2012年12月まで追加調査したもの。

出所) 日本銀行

もっとも、こうした利用環境の変化には、地域差がみられる。日常的な支払い手段に関するアンケート調査の結果を金額帯別・地域別にみると(図表 1-9)、1,000円以下の金額帯では、3大都市圏での利用割合がそれ以外の地域での利用割合を上回っているが、1,000~5,000円の金額帯では地域ごとの違いは大きくない。これについては、1,000円以下の決済の多くを占めるとみられるコンビニエンスストアや鉄道駅構内店での利用は都市圏の方が多くなる一方、1,000~5,000円の支払いが中心になっている大型小売店等での利用については、3大都市圏とそれ以外とで大きな違いがないといった可能性が考えられる。

図表 1-9 金額帯別・地域別にみた電子マネーを利用する割合



注1) 「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯](金融広報中央委員会)における「あなたのご家庭では、日常的支払い(買い物代金等)について、金額に応じて資金決済手段をどのように使い分けていますか。金額ごとによく利用している決済手段を選んで下さい」(選択は2つまで)との設問に関する回答を集計している。選択肢の「電子マネー」にはデビットカードが含まれているが、デビットカードは1件当りの決済金額が大きい場合に利用されることが多いため(図表 1-6を参照)、支払い金額帯 5,000 円以下のサーベイ結果には、主として電子マネーの利用状況が反映されていると考えられる。また、利用割合の分母について無回答者を除いて集計している。

注2) 地域区分は、3大都市圏(関東、中部、近畿)と3大都市圏以外(北海道、東北、北陸、中国、四国、九州)としている。
出所) 金融広報中央委員会

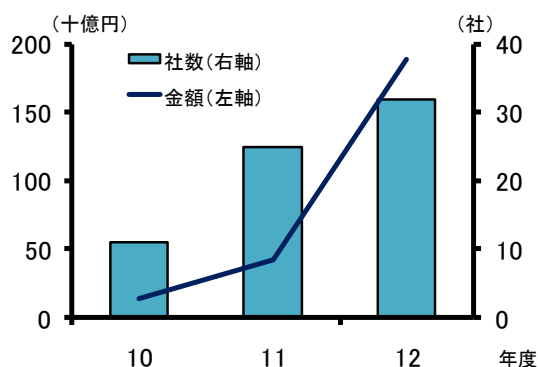
2. 小口資金決済を巡る新しい動き

(1) 資金移動業

2010年4月に資金決済に関する法律(資金決済法)が施行されたことに伴い、100万円以下の小額為替取引については、銀行以外の事業主体が業務(資金移動業)として行うことが認められた。資金移動業を行うための登録を受けた事業主体(資金移動業者)による取扱金額は、2012年度に1,886億円となっている(図表 1-10)。こうしたサービスは、その手数料の安さやインターネットによる送金の利便性などを背景に、海外への小額の代金支払いや家族への仕送りなどに利用されている⁵。また、資金移動業者としての登録を受けた先は、従来から海外で資金移動サービスを行っていた事業者のほか、信販業者、携帯電話事業者などに拡がっており、2012年度末時点で32社に増加している。

⁵ 『送金サービスに関する調査』結果報告書(2012年8月、日本資金決済業協会)では、資金移動業者の利用状況に関するアンケート結果が紹介されており、特に資金移動業者を利用した海外送金の状況について詳しい調査結果が示されている。同報告書によれば、資金移動業者利用者の海外送金の目的について、海外への代金の支払いが59.3%、家族への仕送りが31.1%との回答割合となっている。また、資金移動業者による海外送金サービスの利用者の満足度が高い背景について、「手数料の安さと、インターネット送金が可能という2点であると考えられる」との分析がなされている。

図表 1-10 資金移動業の動向



注) 各年度の合計値。
出所) 日本資金決済業協会

(2) 収納代行・代金引換サービス

わが国では、近年、資金移動業のほかに、収納代行サービスや代金引換サービスなどの小口資金決済サービスが普及している。これらの決済サービスは、現在は各サービスを提供する業界・企業による自主規制⁶の下で運営されている。

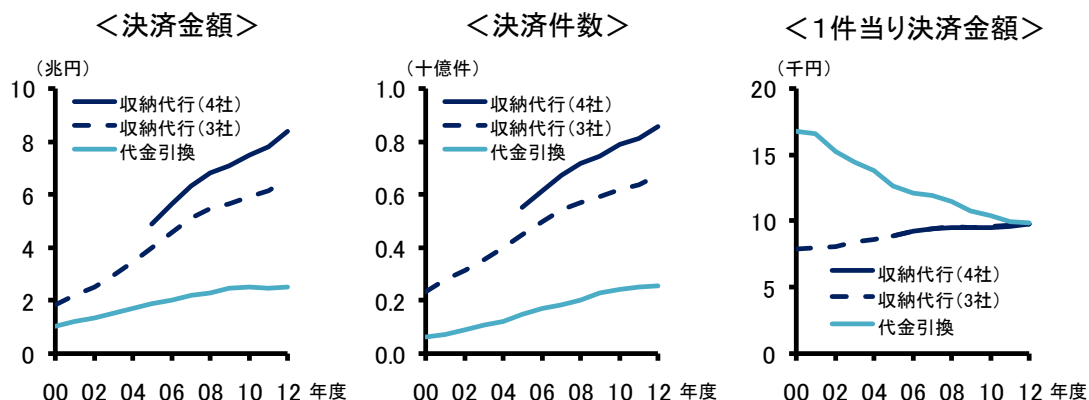
収納代行サービスは、商品やサービスの代金の支払いに際し、①購入者(債務者)が、②商品等の販売者から代金収納の依頼を受けたコンビニエンスストアなどの事業者に対して支払いを行い、③この事業者が、受け取った代金を商品等の販売者に引き渡すサービスである。同サービスは、24時間営業の店舗も多いコンビニエンスストアにおいて比較的低い手数料で利用可能であることなどから広く普及している。決済金額・件数(大手4社ベース)をみても、店舗数の増加等に伴う利便性の向上や公金収納をはじめとするサービス対象の拡大などを背景に増加を続けており、2012年度には約8兆円、約8億件に達している(図表 1-11)。また、1件当りの決済金額は約1万円と、2000年代初頭と比べ約2割増加している。

代金引換サービスは、商品の代金の支払いに際し、①商品の販売者(債権者)から依頼を受けた運送業者が、その購入者に商品を届けるとともに、②購入者(債務者)から代金の支払いを受け、③受け取った代金を商品の販売者に渡すサービスである。同サービスの決済金額・件数(大手宅配業者2社ベース)は、インターネットを

⁶ 例えば、こうした決済サービスを提供する事業者が倒産した場合に、倒産した事業者に対する支払いを既に終えた財・サービスの購入者(債務者)が、財・サービスの提供者(債権者)から二重に請求を受けることを防止するため、「代理受領」の明確化などの対策に取り組んでいる。「代理受領」とは、財・サービスの提供者から代理受領権限を付与されたコンビニエンスストアや運送業者が代金を購入者(債務者)から受領した段階で、購入者の債務が消滅する仕組みをいう。また、こうした決済サービス提供者の多くは、取扱金額に上限を設けている。

通じた商取引に伴う決済需要が増加する中、商品の受渡しと代金の支払いが同時に行われることに伴う安全性といった利点もあって、2012年度にはそれぞれ約2兆円、約2億件に達している。また、1件当たりの決済金額は約1万円で、より小額の決済金額帯での利用増加により2000年代初頭よりも4割程度減少した。

図表 1-11 収納代行・代金引換サービスを通じた資金決済の動向



注1) 「収納代行(3社)」は、セブン-イレブン・ジャパン(セブン&アイ・ホールディングス)、ローソン、ユニーグループ・ホールディングス(サークル K サンクス)の合計(各社の決算年度<2月決算>の値)。「収納代行(4社)」は、「収納代行(3社)」にファミリーマートを加えた合計(同)。決済金額・件数ともに、各年度の合計値。

注2) 「代金引換」は、ヤマトホールディングスとSGホールディングスの合計値(なお、宅配便<トラック>取扱個数についてみると、両社で8割超のシェアを占める<平成23年度宅配便等取扱個数の調査、国土交通省>)。なお、ヤマトホールディングスの決済金額については、SGホールディングスの1件当たり決済金額をヤマトホールディングスの決済件数に乗じて算出した推定値を用いている。決済金額・件数ともに、各年度の合計値。

出所) セブン&アイ・ホールディングス、ローソン、ファミリーマート、ユニーグループ・ホールディングス、ヤマトホールディングス、SGホールディングス

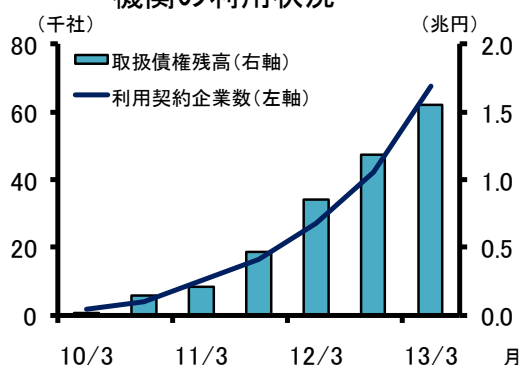
(3) 企業決済における電子記録債権の利用

近年、企業決済の分野において注目されている動きの1つに、電子記録債権の利用拡大が挙げられる⁷。電子記録債権は、電子記録債権法(2008年12月施行)により創設された新しい類型の金銭債権である。企業が商取引で発生した債権を資金化する方法としては、主として手形の割引や売掛債権の譲渡が利用されてきた。しかし、紙媒体である手形には保管コストや紛失・盗難リスクが伴うほか、売掛債権の譲渡には、債権の存在等を確認するコストや二重譲渡のリスクといったデメリットがあった。電子記録債権は、債権の発生・譲渡等を電子債権記録機関における電子記録により行う仕組みであり、手形や売掛債権の利用に伴う課題を解消することによって企業の資金繰りの円滑化に寄与すると期待されている。

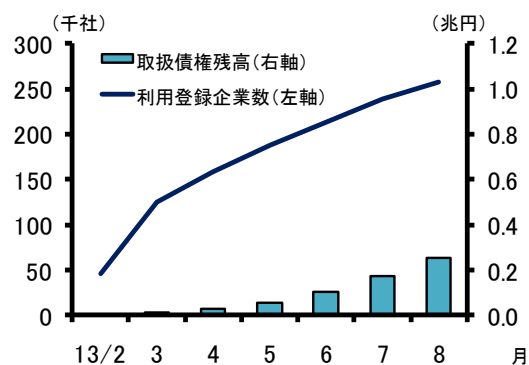
⁷ 企業決済の高度化に関する最近の取組みについては、後掲第3章第3節2.「企業決済の高度化」も参照。

現時点では4社が電子債権記録機関としての指定を取得している。まず、2008年から2010年にかけて、大手3銀行が電子債権の記録機関をそれぞれ設立し、顧客企業等を対象に、手形取引や既存の一括決済サービスを代替する手段として電子記録債権を活用したサービスを開始した。本年3月末時点で、上記3社の利用契約企業数の合計は約68,000先(前年比+150%)、取扱債権残高は約1.6兆円(前年比+82%)となっている(図表1-12)。こうした動きに加えて、本年2月には、全国銀行協会(全銀協)が100%出資する全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)が電子債権の記録業務を開始した。でんさいネットでは、支払不能処分制度など現行の手形取引と類似の仕組みを採用しているほか、全国の金融機関約500先が参加しており、利用企業はこれらの金融機関を通じて広範な事業者と電子記録債権を利用した取引を行うことが可能となっている。本年8月末現在、でんさいネットの利用登録企業数は26万社、取扱債権残高は2,524億円となっている(図表1-13)。

図表 1-12 大手3銀行の電子債権記録機関の利用状況



図表 1-13 でんさいネットの利用状況



注) 日本電子債権機構のデータ(公表値)とSMBC電子債権記録およびみずほ電子債権記録のデータ(日本銀行調べ)の合計(月末値)。

出所) 日本電子債権機構、日本銀行

出所) でんさいネット

3. 海外の動向

海外のリテール決済システムをみると、従来は、決済期間が長い、支払指図がファイル転送のみであり1件ずつの指図ができないなど、利便性の面で少なからず課題がみられた。しかし、近年、リテール決済サービスの向上に関する関心が高まっており、一部の国では、既に夜間・休日を含めたリテール決済サービスが実現している。

例えば、英国では、既に2008年に、夜間・休日を含めて24時間の送金が可能な決済システム(FPS: Faster Payment Service)が導入され、支払人が振込を依頼してから2時間以内に受取人の預金口座に入金されるようになったほか、支払人と受取人が預金口座を開設している銀行間の資金決済も1日3回の時点決済で処理されるようになった⁸。さらに、本年6月には、主要銀行やイングランド銀行(BOE)が参加するUK Payments Councilが“The Payments Roadmap – An Initial Report”を公表し、2014年にかけて、中長期(5~10年)戦略、および3年間の作業計画の作成に着手する方針を明らかにした。

また、オーストラリアでは、2012年にオーストラリア準備銀行が“Strategic Review of Innovation in the Payments System: Conclusions”を公表し、今後5~10年に、送金のリアルタイム処理、夜間・休日の利用可能化、送金情報と取引情報の連携、口座番号以外の情報による顧客の特定などの課題に取り組むことを明らかにしている。

このほか、米国でも同様の検討が進められており、本年9月には、連邦準備銀行が企業や個人などのエンドユーザーの利便性向上を図るため、資金決済システムの将来像についての意見募集を開始している。そこでは、既存の決済手段が持つ安全性や「ほぼ誰でもアクセスできる」という特徴を犠牲にすることなく、新しいIT技術の導入によって、より迅速で効率的な資金決済サービスを実現することが望ましいとの考えが示されている。

⁸ シンガポールでも、2014年から英国のFPSと同様の資金決済サービスが開始される予定。

Box リテール決済に関する各国中央銀行の取組み

各国の中央銀行は、リテール決済の安全性と効率性の向上のため、様々な取組みを行っている。こうした取組みは、以下のように、リテール決済システムの①運営、②オーバーサイト、③民間部門の対応を促す活動に大別できる。

① リテール決済システムの運営

リテール決済システムを中央銀行が直接運営している例としては、米国では、連邦準備銀行が給与振込や公共料金の引落とし等の決済を行う ACH (Automated Clearing House) を運営している。また、ドイツ、イタリアでは、中央銀行がそれぞれ銀行間の資金決済を行うシステムを運営している。このほか、日本やカナダなどの多くの国では、中央銀行が民間リテール決済システムに対する当座預金口座の提供を通じてリテール決済に関与している。

② リテール決済システムのオーバーサイト

各国中央銀行では、大口資金決済システムと同様、リテール決済システムについてもオーバーサイト活動が行われており、なかにはリテール決済システムを対象とした独自の取組みを行う例もみられる。例えば、Eurosystem (欧州中央銀行およびユーロ参加国中央銀行) では、リテール決済手段の発展の度合いに応じ、各手段に関する具体的なオーバーサイト方針を定めている^{注1}。また、オーストラリアでは、中央銀行が、決済システムに対する監督権限を有していることもあり、リテール決済システムへの参加基準や手数料体系などに関する規制を制定している。

③ 民間部門の対応を促す活動

リテール決済に関して、積極的に情報発信し、新たな取組みを推進している中央銀行も多い。例えば Eurosystem では、SEPA (Single Euro Payment Area^{注2}) プロジェクトを通じて、ユーロ域内リテール決済手段の相互利用を推進している。また、本文に記したように、英国、オーストラリア、米国などでは、中央銀行が、自国において会議体を設立するなどして民間の取組みを促している。さらに、新興諸国の中央銀行では、銀行口座を有さない貧困層等による金融サービスへのアクセスの向上 (financial inclusion) の一環として、リテール決済システムの普及を推進している^{注3}。このほか、多くの中央銀行が、リテール決済に関する調査・研究を行っており^{注4}、各国中央銀行同士が連携したグローバルな調査も進められている。

注1) “Oversight standards for euro retail payment systems”(2003年6月、ECB)、“Harmonised oversight approach and oversight standards for payment instruments”(2009年2月、ECB)などを参照。

注2) 「効率的な競争が機能し、ユーロ圏内におけるクロスボーダー決済を国内決済と同じように利用することができる、統合された決済サービス市場」の実現を目指すプロジェクト。

注3) Global Partnership for Financial Inclusion (<http://www.gpfi.org/>)、Alliance for Financial Inclusion (<http://www.afi-global.org/>)などのホームページを参照。

注4) “The 2010 Federal Reserve Payments Study”(2011年4月、Federal Reserve System)、「最近の電子マネーの動向について(2012年)」(2012年11月、日本銀行)など。

第2章 決済の安全性・効率性向上のための枠組みの整備

第1節 国際基準・規制の動向

1. 金融市場インフラのための原則および関連規則の制定

国際決済銀行支払・決済システム委員会(CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems)と証券監督者国際機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions)専門委員会は、2012年4月、金融市場インフラ(FMI: Financial Market Infrastructure)⁹を対象とした新たな国際基準として「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)を公表した。同原則は、従来の決済システムに関する国際基準¹⁰を包括的に見直したものであり、これまでの基準運用の経験のほか、グローバル金融危機から得られた教訓やその後の店頭デリバティブ市場における金融市場インフラ面での改革などを踏まえたものとなっている。

FMI原則は、金融市場インフラ向けの24の原則と、中央銀行・市場監督者等の関係当局向けの5つの責務により構成されている。金融市場インフラ向けの原則は、その安全性を強化する観点から、多くの点で従来の基準に比べ要求水準を引き上げる内容となっている。具体的には、参加者破綻時に備えた財務資源の要件引上げ(原則4、7)や業務継続体制の底上げ(原則17)を図っているほか、顧客差入担保の分別管理と顧客勘定の移管を可能とする規則と手続きの整備(原則14)、ビジネスリスク管理(原則15)、決済の階層化への対応(原則19)、金融市場インフラ間リンクに関するリスク管理(原則20)、市場データの開示(原則24)といった新たな課題への対応を求めている(図表2-1)。また、関係当局向けの基準においては、当局間協力の枠組みの強化等(責務E)が求められている。

また、CPSSおよびIOSCOでは、2012年12月、①各国の当局や金融市場インフラ自身がFMI原則を適用して業務内容等を評価する際の具体的な手順、②そうした評価を行う上での前提となる金融市場インフラによる情報開示のあり方を定めた報告書「FMI原則:情報開示の枠組みと評価方法」を公表した。

⁹ 「金融市場インフラ」には、資金決済システム、証券集中保管機関、証券決済システム、清算機関および取引情報蓄積機関が含まれる。

¹⁰ CPSS「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」(2001年)、CPSS-IOSCO「証券決済システムのための勧告」(2001年)および同「清算機関のための勧告」(2004年)の3つの国際基準。

図表 2-1 FMI 原則の見直しのポイント

原則	変更点	変更内容
信用リスク (原則 4) 資金流動性リスク (原則 7)	強化	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の破綻に備えるための財務資源・流動性資源として、最低限、「最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻」に耐えられる水準を保持すること。 ・特に、複雑なリスク特性を伴う清算業務を営む清算機関、複数の地域においてシステム的に重要な清算機関については、最低限、「最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者 2 先とその関係法人の破綻」に耐えられる財務資源を保持する(流動性資源については、保持することを考慮すること)。
分別管理・ 勘定移管 (原則 14)	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・清算機関は、参加者破綻時に、当該参加者の顧客を保護するため、顧客の差入担保の分別管理と、顧客勘定の移管の仕組みを整備すること。
ビジネスリスク (原則 15)	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・事業上の損失発生等のビジネスリスクが顕在化した際に、不可欠な業務・サービスの再建や秩序だった撤退を行えるよう、少なくとも 6 か月分の営業費用に相当する、資本を財源とするネット流動資産を保有すること。
オペレーショナル リスク (原則 17)	強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不可欠な IT システムについては、障害発生から 2 時間以内の復旧を可能とすること(時限の明確化)。
階層的参加形態 (原則 19)	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・直接参加者を経由した間接的な参加形態を認めることに伴うリスクを特定・モニタリング・管理すること。
金融市場インフラ 間リンク (原則 20)	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の同種の金融市場インフラが商品や参加者の拡大を目指してリンクする場合、リンク先の金融市場インフラに起因して生じるリスクを特定・モニタリング・管理すること。
取引情報蓄積機関 による市場データ の開示 (原則 24)	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・取引情報蓄積機関は、ニーズに即した適時・正確なデータを開示すること。

出所) FMI 原則に基づき日本銀行で作成。

FMI原則の実施状況について、本年8月、CPSSおよびIOSCOは「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング(レベル1評価報告書)」を公表した。本報告書では、FMI原則の国内実施のための枠組み(関連法・規制・方針)の整備状況の確認を行い、それを4段階で自己評価している。日本は、清算機関、資金決済システム、証券決済システム等、取引情報蓄積機関のいずれについても既にFMI原則の適用を開始しており、評価はすべて最上位の「4」としている(図表2-2)。今後、CPSSおよびIOSCOでは、各国の枠組みの内容とFMI原則との整合性の検証(レベル2)、個別金融市場インフラにおける実施状況の検証(レベル3)を順次進めていく予定である。

図表2-2 主要国のFMI原則の国内実施のための枠組みの整備状況

国名	日本	米国	EU	英国	カナダ	豪州	シンガポール	香港
清算機関(CCP)	4	1/2/4	4	4	3	4	4	3
資金決済システム(PS)	4	1	1	4	3	4	4	4
証券決済システム等(CSD&SSS)	4	1	2	4	3	4	4	3(SFC) 4(HKMA)
取引情報蓄積機関(TR)	4	1	4	4	2	2	3	3

注1) 2013年4月5日時点での各国の自己評価。

注2) 4:実施する方針が施行されている、3:実施する方針が公表されている、2:実施する方針に関するドラフトが公表されている、1:実施する方針に関するドラフトが公表されていない。

注3) CCP: 清算機関(Central counterparty)、PS: 資金決済システム(Payment system)、CSD: 証券集中保管機関(Central securities depository)、SSS: 証券決済システム(Securities settlement system)、TR: 取引情報蓄積機関(Trade repository)。

注4) SFC: 香港証券先物委員会(Securities and Futures Commission)、HKMA: 香港金融管理局(Hong Kong Monetary Authority)。

出所) CPSS-IOSCO

このほか、金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)¹¹が2011年に策定・公表した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を金融市場インフラに適用するため、2013年8月、CPSSおよびIOSCOは「金融市場インフラの再建に関する市中協議報告書」、FSBは「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』のノンバンクへの適用に関する付属文書(市中協議文書)」(金融市場インフラの破綻処理に関する内容を含む)をそれぞれ公表し、金融市場インフラの再建および破綻処理のあり方について検討を進めている。

¹¹ 主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、IMF、世界銀行、BIS、OECD、主要な国際基準策定主体等の代表で構成される国際機関。

2. 店頭デリバティブ市場改革の動向

(1) 清算集中義務と取引情報報告義務

グローバル金融危機では、市場参加者や関係当局が店頭デリバティブ市場の実態を把握することが困難であったことや、店頭デリバティブ取引に伴うカウンターパーティ・リスクの管理に問題があったことが事態をより悪化させたとされている。そこで、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、①標準化されたすべての店頭デリバティブ取引は、適切な場合には取引所または電子プラットフォームで取引され、清算機関を通じて決済されること、②店頭デリバティブ取引は取引情報蓄積機関に報告されること、③清算機関を利用しない取引には、自己資本比率規制上、より高い資本賦課を求めること、が方針として示された。さらに、2011年11月のG20カンヌ・サミットでは、①取引情報蓄積機関に報告されるデータ要件を特定するとともに、取引情報蓄積機関が保有するデータへの関係当局によるアクセスに関するガイダンスを策定すること、②清算機関を利用しない店頭デリバティブ取引に対する証拠金規制を策定すること、が追加の方針として示された。

その後、清算機関の利用をグローバルに促進する上での基礎として、FSBは、2012年1月に①清算機関に対する国際協調オーバーサイトの枠組み、②清算機関によるクロスボーダーでの流動性調達、③清算機関の破綻処理のための枠組み、④清算機関への公平かつオープンなアクセス、の4つの安全策の整備・強化を求めた。

また、取引情報蓄積機関については、CPSSおよびIOSCOが、2012年1月に「店頭デリバティブデータ(取引情報)の報告および集約の要件に係る報告書」、本年8月に「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」を公表し、店頭デリバティブ取引情報の報告や当局によるアクセスに関するガイダンスを公表した。

(2) 各国の対応状況

各国では、上記方針の実現に向けた法整備が進められており、市場参加者に対する清算機関の利用義務付け(清算集中義務)や取引情報の報告義務付け(取引情報報告義務)が、順次実施されつつある。わが国では、金融商品取引法の改正等により、2012年11月に清算集中義務が、本年4月に取引情報報告義務が実施された。同様に、米国でも、2012年末より取引情報報告義務が、本年3月より清算集中義務が実施された。欧州では、2012年7月に欧州市場インフラ規制(EMIR: European Market Infrastructure Regulation)が成立した後、本年3月にはその詳細規則が施行され、現在、具体的な適用に向けた手続が進められている。

また、各国の金融市場インフラの側でも、清算機関および取引情報蓄積機関の設立や取扱商品の拡充が進められている(図表2-3、2-4)。

図表 2-3 店頭デリバティブを扱う主要な清算機関

所在地	CCP	アセットクラス				
		金利	クレジット	外国為替	エクイティ	コモディティ
米国	LCH. Clearnet LLC	○	×	×	×	×
	ICE Clear Credit	×	○	×	×	×
	CME Group	○	○	○	×	○
	Cantor Clearinghouse	×	×	○	×	×
	North American Derivatives Exchange	×	×	○	×	○
	The Options Clearing Corporation	×	×	×	○	×
カナダ	CDCC	×	×	×	○	×
英国	LCH. Clearnet Ltd.	○	×	○	×	○
	ICE Clear Europe	×	○	△	×	○
	CME Clearing Europe	○	×	△	×	○
フランス	LCH. Clearnet SA	×	○	×	×	×
ドイツ	Eurex Clearing	○	△	×	×	×
	European Commodity Clearing	×	×	×	×	○
スペイン	MEFF	×	×	×	○	○
オランダ	Holland Clearing House	×	×	×	○	×
ポルトガル	OMI Clear	×	×	×	×	○
ポーランド	KDPW CCP	○	×	×	×	×
スウェーデン	Nasdaq OMX Stockholm	○	×	×	○	○
日本	日本証券クリアリング機構	○	○	×	×	×
シンガポール	SGX Asiaclear	○	×	○	×	○
香港	HKEx	△	×	△	×	×
中国	Shanghai Clearing House	×	×	×	×	×
インド	CCIL	×	×	○	×	×
オーストラリア	ASX Clear	○	×	×	○	×
ブラジル	BM&F Bovespa	○	×	○	○	○

注) ○: 取扱いあり、△: 準備中あるいは当局への登録申請中、×: 取扱いなし。

出所) Financial Stability Board, "OTC Derivatives Market Reforms -Sixth Progress Report on Implementation-", September 2013.

図表 2-4 店頭デリバティブを扱う主要な取引情報蓄積機関

所在地	取引情報蓄積機関	アセットクラス				
		金利	クレジット	外国為替	エクイティ	コモディティ
米国	DTCC Data Repository (U.S.) LLC	○	○	○	○	○
	ICE Trade Vault	×	○	×	×	○
	CME Group	○	○	△	×	○
	Bloomberg	△	△	×	△	△
	INFX SDR	×	×	△	×	×
英国	DTCC Derivatives Repository Ltd.	○	○	△	○	×
	Una Vista	△	△	△	△	△
オランダ	DTCC EFETnet	×	×	×	×	○
ルクセンブルグ	REGIS-TR	○	△	○	○	○
ポーランド	KDPW Trade Repository	△	×	×	×	×
ロシア	OJSC	△	△	△	△	△
	CJSC National Settlement Depository	×	×	○	×	×
日本	DTCC Data Repository (Japan) K.K.	○	○	○	○	×
シンガポール	DTCC Data Repository (Singapore)	△	△	△	△	△
香港	HKMA-TR	○	×	○	×	×
韓国	韓国中銀	○	○	○	○	○
インド	Clearing Corporation of India	○	○	○	×	×
ブラジル	BM&F Bovespa	○	×	○	○	○
	CETIP	○	×	○	○	○
サウジアラビア	SAMA TR	○	×	○	×	×

注) ○: 取扱いあり、△: 準備中あるいは当局への登録申請中、×: 取扱いなし。

出所) Financial Stability Board, “OTC Derivatives Market Reforms –Sixth Progress Report on Implementation–,” September 2013.

(3) 取引主体識別子(LEI)の利用に向けた動き

市場の透明性を高めるための国際的な取組みとして、グローバルな取引主体識別子(LEI: Legal Entity Identifier¹²)制度の構築が進んでいる。LEIとは、金融機関、事業法人、投資ファンドなどの取引主体を識別するためのコードで、2011年11月のG20カンヌ・サミットにおいて、LEIを統一的に管理するためのグローバルなLEI制度(GLEIS: Global Legal Entity Identifier System)の創設が支持された。

GLEISは、①LEIの運営方針や基準を定める最高意思決定機関である規制監視委員会、②世界的に統一された運営・管理を行う中央運用機関、③各国・地域の運用機関、の3層から構成される。本年1月には、規制監視委員会が設立され、現在は、各国の関係当局と民間専門家の協調のもとで、中央運用機関を運営するグローバルLEI財団の設立に向けた準備が進められている。

こうした中、米欧諸国では、このLEIを店頭デリバティブ取引の報告に付すことを義務付ける動きが進んでいる。既に米国では、昨年から中央運用機関に先駆けて設立された地域運用機関がCICI(CFTC Interim Compliant Identifier)と呼ばれるLEI(GLEISが構築される前のLEIということでpre-LEIとも呼ばれる)を発行し、CICIを用いた報告義務が適用されている。また、欧州でも、欧州証券市場監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)が店頭デリバティブ取引の報告にpre-LEIを用いる準備を進めている。

3. 金融市場インフラに関連する金融機関のリスク管理に関連する規制

グローバル金融危機の経験、その後の店頭デリバティブ市場改革などを受け、金融機関におけるリスク管理の分野においても、金融市場インフラに関連する国際的な規制の策定作業が進められており、バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)とCPSSおよびIOSCOとが協働して進める作業も増加している。

¹² LEIは、18桁の英数字および2桁のチェックデジット(計20桁)で構成される。将来的には、店頭デリバティブ取引だけでなく、様々な金融取引における取引主体の識別に用いられることが期待されている。

(1) 銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課

従来の自己資本比率規制では、一定の条件を満たす場合、デリバティブ取引や証券レポ取引の清算を行う清算機関に対して銀行が抱えるエクスポージャーについては資本賦課を求めない扱いとなっていた。しかし、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットで示された方針を受け、国際的に清算集中が進められる中、清算機関に対する銀行のカウンターパーティ・リスク管理の重要性が高まってきた。そこで、バーゼル委では、2013年からのバーゼルⅢの適用を可能にするため、CPSSおよびIOSCOとの協議を経て、2012年7月、以下のような資本賦課に関する暫定規則を策定した。

暫定規則では、一定の条件を満たす清算機関(適格清算機関)¹³向けのエクスポージャーに関して、①トレード・エクスポージャーについては2%のリスク・ウエイトを適用する一方¹⁴、②清算基金向け拠出金については、(i)同拠出金の毀損リスク度合いに応じてリスク・ウエイトを設定するリスク感応的な手法と、(ii)原則として1250%の固定リスク・ウエイトを適用する手法の2つから各銀行がいずれかを選択することとされた。わが国では、本年3月31日からこの暫定規則に基づく国内規制が適用された。

バーゼル委では、本年6月に、暫定規則をよりリスク感応的な資本賦課制度に修正すること、FMI原則との調和を図ること、清算参加者に適切なインセンティブ付けをすることなどを狙いとした市中協議文書「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」を公表し、規則の恒久化に向けた作業を進めている。この中では、①適格清算機関が保有すべき財務資源の水準に関する参照値を設定する、②事前拠出型の清算基金に加えて事後拠出型の清算基金についてもエクスポージャーとして位置付ける、③清算基金への資本賦課方法を見直す、④トレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトを実際の拠出額に応じて2%から20%の間で可変とする、ことなどが提案されている。

¹³ 以下の2つを満たす清算機関は同規則において「適格清算機関(Qualifying Central Counterparty)」として取り扱われる。①FMI原則と整合的な国内法や規制を制定し、これを当該清算機関に継続的に適用していることを公表している当局の法域に基盤を置き、健全性の監督を受けていること(但し経過措置あり)、②清算基金向け拠出金の取扱いについて、「リスク感応的な手法」を用いることが可能であること。

¹⁴ 清算集中を促す政策目的やリスク度合いの差異を踏まえ、清算集中されないデリバティブ取引に係るリスク・ウエイトと比べて極めて低い水準に設定されている。なお、「非適格清算機関」向けのエクスポージャーについては中央清算されないデリバティブ取引と同じリスク・ウエイトが適用される。

(2) 大口与信規制における銀行の清算機関向けエクスポージャーの扱い

バーゼル委は本年3月、市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」を公表した。そこでは、銀行が清算機関に対して抱えるエクスポージャーの大口与信規制上の扱いについて提案がなされている。

大口与信規制により銀行の清算機関向け与信を制限することを巡っては、清算機関の破綻によるリスクの伝播を回避できるなどのメリットがある。その反面、①清算集中に向けた国際的な取組みとの整合性が確保できるか、②銀行による清算機関への財務資源の拠出等の減少を招き、参加者破綻時に備えた清算機関のリスク管理強化策を損なう可能性がないか、③十分な数の清算機関がなければ取引を複数の清算機関に分散させることは困難ではないか等の問題点がある。こうした点を踏まえ、市中協議文書は、一定の条件を満たす清算機関向けの与信について、①大口与信規制を適用するものの、その上限を高めを設定する、②大口与信規制を適用せず、各国の関係当局によるモニタリングに委ねる、との2案を併記した。現在、市中協議や定量的影響度調査の結果等を踏まえつつ、最終化に向けた作業が進められている。

(3) 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

バーゼル委および IOSCO は、2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおける G20 の要請を受け、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制について、①デリバティブ取引のカウンターパーティ・リスク削減、②清算機関の利用促進の観点から検討を進め、2012 年 7 月に規制案を第 1 次市中協議文書として公表した。その後、市中協議文書への市中コメントや定量的影響度調査の結果等を踏まえつつ再検討が行われ、本年 2 月の最終報告書に近い内容の第 2 次市中協議文書の公表を経て、同 9 月に最終報告書が公表された。

同報告書では、証拠金規制に関する 8 つの主要な原則を提示した上で、各原則を具現化するかたちで、それぞれに対応する 8 つの規制項目 (requirements) を定めている。このうち、第 2 次市中協議文書で市中コメントが求められた論点¹⁵については、①外国為替スワップ・フォワード取引を当初証拠金規制の対象外とすること(原

¹⁵ 第 2 次市中協議文書では、①外為スワップ・フォワード取引を適用除外とすべきか否か、②当初証拠金として差し入れられている担保の再利用の可否、③導入のスケジュールおよびフェーズ・イン、④定量的影響度調査の結果の正確性および適用可能性について市中からのコメントが求められた。

則 1 関連)¹⁶、②当初証拠金として差し入れられた資産(担保)の再利用(再担保化等)は原則として禁止するものの、各国の裁量により、厳格な条件の下で1度限りの再利用を認め得ること(原則 5 関連)、③本規制を 2015 年 12 月から適用するものの、当初証拠金規制については、段階的に適用して、2019 年 12 月に完全実施すること(原則 8 関連)などが定められた。

バーゼル委および IOSCO では、今後、他の規制改革(流動性規制等)との整合性などについて検討するモニタリンググループを設置し、2014 年中に本規制の規制内容の見直しを行う予定としている。

(4) 日中流動性管理のためのモニタリング指標

バーゼル委は本年 4 月に「日中流動性管理のためのモニタリング指標」を公表した。同報告書は、銀行の流動性リスク管理強化に向けた国際的な取組みの一環をなすものであり、CPSS と協働しつつ検討が進められてきた。具体的には、平常時およびストレス状況下の双方において、銀行監督当局が、銀行の日中流動性リスクの管理状況や適時の決済履行能力をモニターする際の実効的な手段を提供することを企図している。

(5) 外為決済リスクの削減

バーゼル委は本年 2 月に「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」を公表した。これは、バーゼル委が 2000 年に公表した「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」の内容を発展させたものである。今回の新たな指針は、ガバナンス態勢のほか、元本リスク、再構築コスト・リスク、その他の外為決済に関連するリスクの管理など、2000 年の指針に比べ、外為決済リスクに関連するより包括的で詳細な内容をカバーしている。例えば、元本リスクの削減を目的として、実務的に可能な場合には PVP 決済を提供する金融市場インフラを利用することを促している。また、再構築コスト・リスクの削減のために、十分な頻度での担保(変動証拠金)の授受などを求めている。

¹⁶ 同取引に対する変動証拠金は、バーゼル委の「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」または同指針を考慮した上で定められた基準に従って授受されるべきであるとされている。

4. 清算集中義務に関連する海外規制

各国の清算集中義務に関連する規制の中には、域外の金融機関等や金融市場インフラにも適用されるものがある。

例えば、米国では、「米国人」¹⁷が米国域外の金融機関等と店頭デリバティブ取引を行う場合、米国商品先物取引委員会（CFTC: Commodity Futures Trading Commission）が認定した米国適格清算機関（DCO: Derivatives Clearing Organization）における清算を義務付けることとしている。また、EUでは、EUで設立された金融機関（海外支店を含む）の取引には、ESMAによる認証¹⁸を得た「第三国清算機関」の利用を義務付けることとしている。

こうした規制は、他国規制との重複・抵触を招き、双方の規制を満たす清算機関が存在しないなどの問題が発生し得る。このため、各国の関係当局は、規制の重複・抵触の解決に向けた努力を続けている^{19,20}。

第2節 日本銀行によるオーバーサイトの基本方針の改訂

日本銀行では、他の主要国中央銀行と同様に、わが国金融市場インフラ全体の安全性と効率性を確保する観点から、金融市場インフラに対するオーバーサイトを行っている。中央銀行によるオーバーサイトとは、中央銀行が、各種金融市場インフラの制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニターし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行うことをいう。

日本銀行では、2010年5月、オーバーサイトの目的や活動方針について一段の明確化を図る趣旨から、2002年の公表資料²¹を改訂し、「決済システムに対する『オーバーサイト』の基本方針」および「オフショア円決済システムに対する『オーバーサイト』の基本方針」を公表した。その後、2012年4月にFMI原則が公表され、各国の中

¹⁷ 米国人とは、米国を本店所在地とする法人、米国法を設立準拠法とする法人等。

¹⁸ EU域外の清算機関が「第三国清算機関」としての認証を得るためには、当該清算機関の設立国が欧州規制（EMIR）と同等と認められる規制を実施している必要がある。本年9月にはESMAによる同等性評価の結果が公表され、日本は「条件付き同等」と評価された。今後は、ESMAの評価を受け、欧州委員会が最終的な判断を下すこととなる。

¹⁹ 欧州委員会とCFTCは本年7月、店頭デリバティブ市場改革におけるクロスボーダー問題に関する共同声明（“The European Commission and the CFTC reach a Common Path Forward on Derivatives”）を公表した。

²⁰ 店頭デリバティブ規制に関する主要当局者グループ（OTC Derivatives Regulators Group）は本年8月、クロスボーダー規制に関する各国規制の重複・抵触等に関し、G20への報告書を公表した。

²¹ 「決済の分野における日本銀行の役割—決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト—」（2002年9月）

中央銀行や市場監督者等の関係当局が同原則の採用を求められたことを受け、日本銀行では、本年 3 月、金融市場インフラをはじめとする関係者の意見も踏まえて上記基本方針等をさらに改訂し、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を制定、4 月からこれを実施している。

上記の基本方針では、システム的に重要な金融市場インフラの安全性・効率性の評価に用いる基準として FMI 原則を用いることを明記し、同原則の内容に即した改訂を行った。具体的には、システムック・リスク、法的リスク、信用リスク、流動性リスク、ビジネスリスク、保管・投資リスク、オペレーショナル・リスクの 7 つを主要なリスクと捉え、個々の金融市場インフラの特性を踏まえつつ、リスクの状況やその管理体制を把握・分析・評価し、必要に応じて改善に向けた働きかけを行うことにしている。

また、オーバーサイトのプロセスに関し、①当座預金取引等の業務運営を通じて得られる情報や、そうした業務の適切な実施等の観点から行う立入調査で得られた情報などをオーバーサイトに活用していることを明確化するとともに、②日本銀行が特に重点をおいてオーバーサイトを行う対象は、日本銀行の目的のひとつである「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」に重大な影響を及ぼし得るシステム的に重要な金融市場インフラであることを明確化した。さらに、海外の金融市場インフラに対するオーバーサイトについては、従来、円の資金決済システムを対象としていたが、FMI 原則において各国当局間の協力に関する原則が設けられたことや、日本銀行が海外の清算機関に対する協調オーバーサイトにも参加することになったこと等を踏まえ、海外の円貨または円建ての金融商品を対象とする取引の決済や清算等を行う金融市場インフラを対象とすることとした²²。

²² なお、海外の円の資金決済システムを対象としていた 2010 年の「オフショア円決済システムに対する『オーバーサイト』の基本方針」は、本年 3 月に制定された基本方針に統合された。

第3章 決済システム関係者の具体的取組み

第1節 民間金融市場インフラの取組み

1. 概観

わが国の民間金融市場インフラは、2012年にCPSSおよびIOSCOが従来の国際基準を改訂してFMI原則および「FMI原則：情報開示の枠組みと評価方法」を公表したことを受け、独自に業務運営やリスク管理体制の検証を行い、必要に応じて改善に向けた取組みを進めている。

また、店頭デリバティブ市場改革を踏まえて、JSCCが、2011年7月にクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引、2012年10月に金利スワップ取引の清算業務を開始したほか、店頭デリバティブの取引情報蓄積機関としてDTCC データ・レポジトリ・ジャパン(DDRJ)が2012年4月に設立され、本年4月から金融庁への報告が開始された。

さらに、清算機関が統合する動きもみられた。本年1月には、東京証券取引所グループと大阪証券取引所が合併し、日本取引所グループが発足し、7月からは、これまで大阪証券取引所が有していた上場デリバティブ取引の清算機能がJSCCに統合された。また、JSCCとJGBCCは、業務面・システム面での一層の効率化を含む清算態勢の強化によって市場の効率性や安全性の向上を図るため、本年10月1日に合併した。

日本銀行では、前述の通り、本年3月に「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を公表し、それに基づいて、わが国の民間金融市場インフラや円貨または円建て金融商品の取引の決済・清算等を行う海外の金融市場インフラとの間で、安全性・効率性のさらなる改善に向けたヒアリングや意見交換などを行っている。

次節では、これらの民間金融市場インフラのうち主要なものを取り上げ、それぞれの現状やリスク管理の向上等に向けた取組みを紹介する²³。

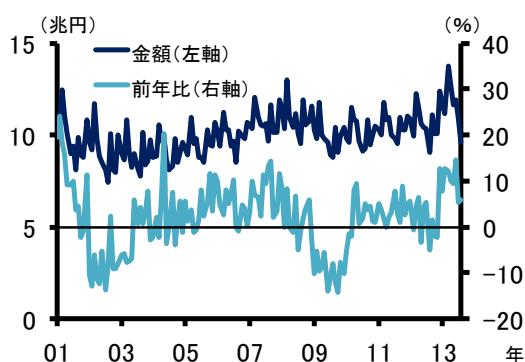
²³ 第2章で述べたとおり、日本銀行は、本年4月よりFMI原則を評価基準としてシステミックに重要な金融市場インフラに対するオーバーサイトを開始している。ただし、現時点では、個々の民間金融市場インフラの国際基準の適合状況について、日本銀行による評価結果を個別具体的に公表することは想定していない。

2. 各民間金融市場インフラの取組み

(1) 全国銀行資金決済ネットワーク: 全銀ネット

全銀ネットは、「全国銀行内国為替制度」(内国為替制度)の運営を通じ、振込など国内の為替取引のために、金融機関間の為替通知²⁴の授受および資金決済を集中的に行っている。同制度の基幹システムである「全国銀行データ通信システム」(全銀システム)における1営業日平均の取扱金額(2012年度)は約11兆円である(図表3-1)。

図表 3-1 全銀システム取扱金額



注) いずれも各月の1営業日平均。

出所) 日本銀行「決済動向」

全銀ネットは、2011年11月に、全銀システムを更新した。これにより全銀システムでは、ISO20022²⁵に準拠したXML(eXtensible Markup Language)電文²⁶の利用が可能になるなど、国際化・標準化への対応が行われ、システムの柔軟性も向上している。また、全銀システムの実行と同時に実施された日銀ネット次世代RTGS第2期対応(本章第2節1.(1)で後述)により、1件1億円未満の小口内国為替取引は時点ネット決済、1件1億円以上の大口内国為替取引はRTGSとなった。

全銀ネットの小口内国為替取引では、仕向金融機関からの為替通知を受け取る被仕向金融機関が立替払いして受取人口座への入金を行う。仕向金融機関は被仕向金融機関に対して支払債務を負うが、全銀ネットはこうした債務を決済日当日に参加金融機関から引き受ける²⁷。同時に被仕向金融機関からは債権を引き取り、為替決

²⁴ 為替通知とは、振込などの依頼を受付けた金融機関(仕向金融機関)が、受取人口座のある金融機関(被仕向金融機関)に対し、当該受取人の口座に入金を依頼するものである。

²⁵ ISO20022とは、金融取引で利用される、XMLを用いた通信メッセージに関する国際規格。

²⁶ XMLとは、文字や数値とともに、その意味や構造を表す属性情報を併せて記述するための言語。

²⁷ 先日付の為替通知については、決済日の全銀システムの通信開始時点で債務の引受けおよび債権の取得が行われる。また、当日付けの為替通知については、随時、債務の引受けおよび債権の取得が行われる。

済時点(通常 16 時 15 分)にこれら債権・債務をネットリングした上で、日銀当座預金を用いて各参加者の受払差額の資金決済を行う。2012 年度の小口内国為替取引の取扱金額(1営業日平均)は 3.1 兆円であるが、ネットリング後の資金決済額は 0.7 兆円に止まり、債権・債務全体の 8 割程度が減額されている。

こうした決済手法は、決済が完了する為替決済時点までは未決済残高が積み上がるため、信用リスクを伴う。そこで、全銀ネットでは、参加者毎に支払債務と受取債権の差額に上限額(仕向超過限度額)を設定し、これを超える債務を引き受けないようにするとともに、同限度額をカバーする担保を事前に差し入れることを参加者に義務付けている²⁸。また、流動性リスク管理の面では、参加者に支払い不能・遅延が生じた場合の流動性供給スキームとして、仕向超過限度額の上位 2 先分をカバーできる銀行借入枠を確保している。このほか、全銀ネットでは、大口内国為替取引の RTGS 化にあわせて各種の障害対策訓練を実施するなど、業務継続体制のさらなる強化に努めている。

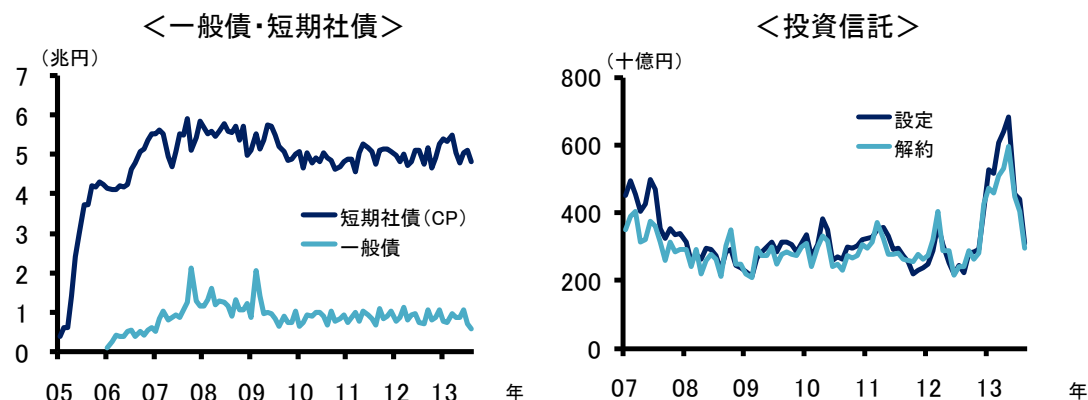
全銀ネットは、ピーク日には 2,000 万件を超える小口内国為替取引と 5 万件超の大口内国為替取引を決済している。今後、取引件数が増加する場合などを想定し、十分な決済処理能力を確保するなど、システムの安定運行に向けた体制整備を行うことが重要である。

(2) 証券保管振替機構(JASDEC: Japan Securities Depository Center)

JASDEC は、株式等、短期社債、一般債、投資信託および外国株券等の振替を行う証券決済システムを運営する証券集中保管機関である。また、機関投資家と証券取引業者との間における国債を含む各種の証券取引について、約定内容・決済指図の電子的な照合を行うサービスも提供している。振替決済金額の動きをみると、一般債や短期社債の振替決済金額が概ね横這いで推移する一方、投資信託の設定・解約決済金額は本年度入り後過去最高を更新した(図表 3-2)。

²⁸ なお、大口内国為替取引が日銀当座預金を用いた RTGS に移行した後の決済状況を踏まえ、全銀ネットでは、2012 年 12 月から仕向超過限度額の上限を引き下げた。

図表 3-2 一般債、短期社債、投資信託の決済金額



注) いずれも各月の1営業日平均。
出所) 日本銀行「決済動向」

JASDEC では、2014 年 1 月にシステム更改を予定している。新システムでは、システム基盤が強化されるほか、ISO20022 に対応した電文フォーマットの採用や、SWIFTNet 経由でのシステム接続を実現することで、国際標準化を進め、クロスボーダー取引の低コスト化などを目指している。また、2008 年のリーマン・ブラザーズ証券の破綻時に、非 DVP の貸株取引の一部で決済リスクが顕在化したことを踏まえ、ほふりクリアリングと協調した貸株取引にかかる決済リスク削減策の実施(貸株 DVP の導入)が予定されている(詳細は下記(5)で後述)。

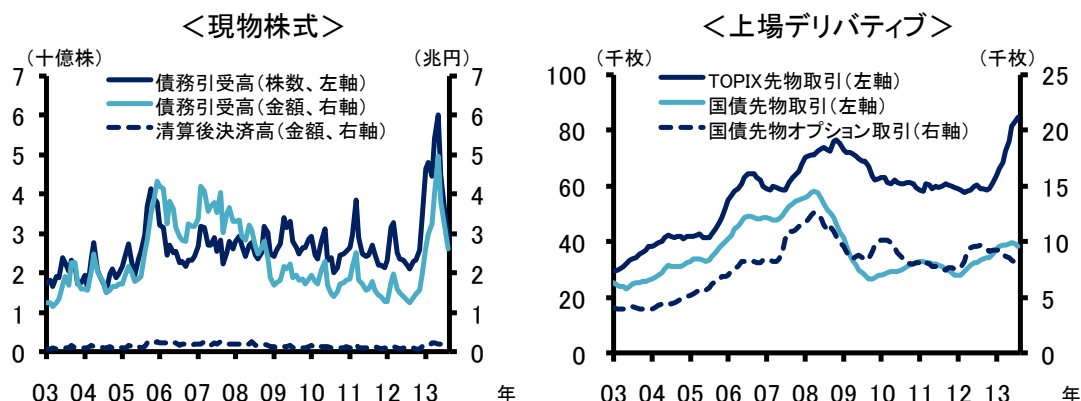
JASDEC は、参加者への貸付や決済の履行保証を行っていないため、参加者が破綻した場合に損失を被る信用リスクや流動性リスクは負っていない。しかし、JASDEC の決済システムは、日銀ネットをはじめとする国内の金融市場インフラと密接に連携している重要なインフラであり、システム更改の円滑な実施や、システム障害などのオペレーショナル・リスクの管理が重要である。

(3) 日本証券クリアリング機構 (JSCC: Japan Securities Clearing Corporation)

JSCC は、2003 年の開業以来、全国の取引所等における株式取引(株式等の売買・貸借)、東京証券取引所における上場デリバティブ取引の清算業務を行ってきた。また、国際的な店頭デリバティブ市場改革を受けて、店頭デリバティブ取引についても清算機関の利用が推進される中で、2011 年 7 月に CDS の清算業務、2012 年 10 月には金利スワップの清算業務を開始した。

JSCC における決済動向をみると、株式取引の債務引受高は、2012 年末以降の株価上昇もあり金額ベース、株数ベースとも本年入り後に過去最高を更新している。また、JSCC が清算を行う TOPIX 先物、国債先物、国債先物オプションなどの上場デリバティブの取引高も、足もとでは増加傾向にある(図表 3-3)。

図表 3-3 JSCC における株式、上場デリバティブの決済動向



注1) 「株式」の株数・金額はいずれも各月の1営業日平均。
 注2) 「先物、オプション」は、各月における過去12か月の取引高の1営業日平均。
 出所) 日本銀行「決済動向」、東京証券取引所

JSCC では、2012 年 12 月、現物株式取引の清算に当初証拠金²⁹の日中預託制度を導入した。これは、午前立会において株式相場が大幅に変動した場合などに、当日中に当初証拠金の追加預託を求めるものである。こうした制度は FMI 原則でも導入が求められており³⁰、急激に相場が変動した場合に、損失補填財源を機動的に確保することを通じて決済の安全性を高めるものである。

また、JSCC では、本年7月の大阪証券取引所の上場デリバティブ清算機能の統合に伴い、同業務にかかる損失補填のための財務資源と損失補填順位を見直した。見直しでは、損失補填のための財務資源の一部を構成する当初証拠金³¹・清算基金の算出方法が変更³²されたほか、清算基金が事前拠出型・共有型³³の財務資源として位置づけられるなど、制度の頑健性向上に向けた改善が図られている(図表 3-4)。

²⁹ JSCC では、現物株式取引の清算について、FMI 原則上の「当初証拠金」にあたる用語として、「現物取引に係る清算基金」もしくは「担保」を用いている。

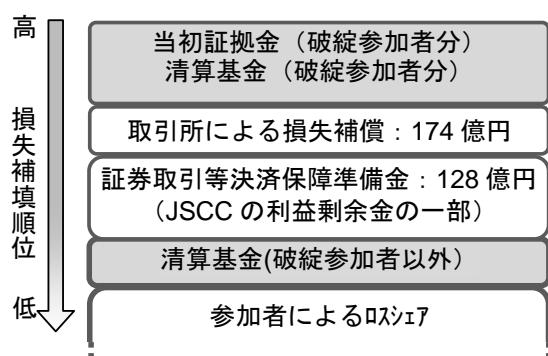
³⁰ FMI 原則では、清算機関について、「参加者に対しては、日中に証拠金を追加徴求する権限を持ち、またこれを実際に遂行する業務能力を予定型・臨時型のいずれの方法においても持つべきである(原則 6: 証拠金、重要な考慮事項 4)」としている。

³¹ JSCC では、上場デリバティブ取引の清算について、FMI 原則上の「当初証拠金」にあたる用語として、「取引証拠金」を用いている。

³² 当初証拠金の所要額の算出にあたり、JSCC では、SPAN(Standard Portfolio Analysis of Risk)を利用している。今回の見直しでは、SPAN に投入するパラメーター(プライス・スキャン・レンジ)の算出方法を、対象商品のボラティリティ・インデックス又はインプライド・ボラティリティをベースとする方法に変更するなどした(日経平均先物取引、TOPIX 先物取引、国債先物取引等が対象)。また、清算基金の所要額の算出にあたり、破綻先数について「想定損失額最大1先+純資産額下位5社」、市場変動(原資産の価格変動率)について t 分布の 99% 期待ショートフォールを仮定する方法に変更するなどした。

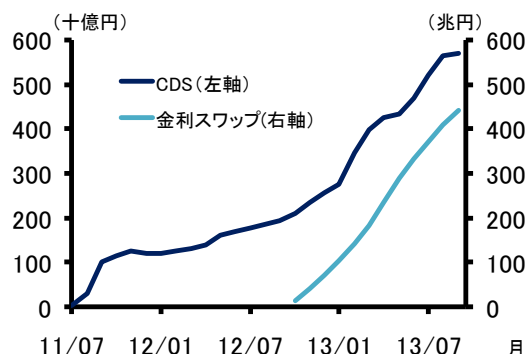
³³ 清算基金の所要額は、国債先物等、指数先物等、FX の清算について別個に算出され、それぞれの清算資格に係る損失のみに充当する扱いとなる。

図表 3-4 JSCC の上場デリバティブ清算業務における損失補填制度



出所) 日本証券クリアリング機構

図表 3-5 JSCC による店頭デリバティブの債務負担残高



出所) 日本証券クリアリング機構

店頭デリバティブ取引をみると、CDS の清算参加者は 10 社、清算委託者は 2 社であり、2013 年 9 月末時点の債務負担残高は 5,705 億円である。他方、金利スワップの清算参加者は 21 社、清算委託者³⁴は 11 社であり、債務負担残高は 443 兆円となっている（図表 3-5）。これは、円建て金利スワップを扱う清算機関としては、LCH. Clearnet Group (2,637 兆円) に次ぎ第 2 位、金利スワップ全体でみても LCH. Clearnet Group (421 兆ドル)、CME Group (6.4 兆ドル) に次ぐ水準となっている（いずれも 2013 年 9 月末）。

JSCC では、顧客取引の取扱い開始に伴う清算参加者の増加や清算対象商品の拡大を予定しているほか、国際的な業務展開を展望し、欧州の第三国清算機関としての認証申請や金利スワップ清算業務に関して米国の DCO としての CFTC への登録手続き等の対応を進めている。今後は、こうした清算機能の提供範囲の拡大に対応した業務運営・システム基盤の強化に向けた取組みが重要である。

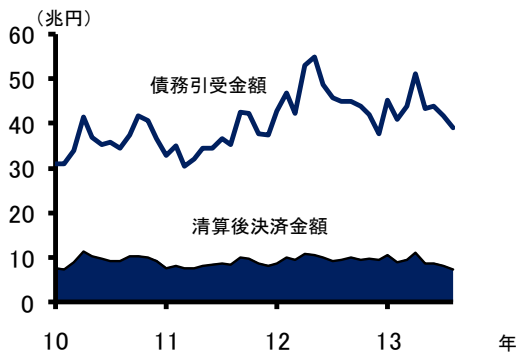
(4) 旧^(注) 日本国債清算機関 (JGBCC: Japan Government Bond Clearing Corporation)

(注) 前述の通り、JGBCC は本年 10 月 1 日に JSCC と合併した。

JGBCC は、国債の店頭取引（売買取引およびレポ取引、現先取引）の清算業務を行っている。債務引受額の動向を見ると、欧州債務問題を背景とした安全資産選好の高まりに伴い、日本国債の取引が増加したことなどを受けて、2012 年 5 月には、既往ピーク（2008 年 4 月、1 営業日平均 55.3 兆円）に近い水準（54.9 兆円）に達した。その後はやや減少し、最近では、1 営業日平均 40 兆円前後で推移している（図表 3-6）。なお、JGBCC を経由する取引は現在、国債 DVP 決済高全体の 4 割程度を占めている（図表 3-7）。

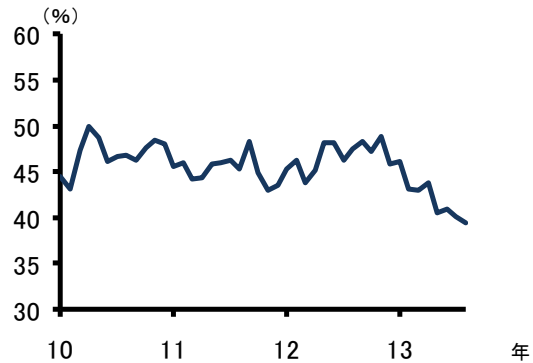
³⁴ JSCC では、現在、清算委託者を清算参加者と同じの企業集団に属する先に限定しているが、2014 年 2 月 24 日から顧客取引の取扱い（クライアント・クリアリング）を開始し、清算委託者の範囲を同一の企業集団以外に拡大する予定。

図表 3-6 JGBCC の債務引受金額と
清算後決済金額



注) 各月の1営業日平均。
出所) 日本銀行「決済動向」

図表 3-7 国債 DVP 決済のうち JGBCC
を経由する割合



出所) 日本銀行「決済動向」

JGBCC の日銀当預における決済金額はわが国の清算機関の中では最大である。これは、国債市場の取引規模の大きさを反映して債務引受額が巨額であることや、元本相当の決済が必要な現物証券を銘柄毎にネットイングする方法を採用しているためである。

また、JGBCC では、国債取引における効率性の向上や決済リスクの削減を図るため、同社の利用拡大に向けた取組みを進めており、2014 年前半を目途に、国債市場における主要なプレイヤーである信託銀行が JGBCC に参加する予定となっている。このため、JGBCC では、現在、信託銀行の特性に配慮した制度設計やシステム対応等を進めている³⁵。

こうした中、JGBCC では、取引規模に見合う損失補填財源や流動性調達体制の確保、参加者破綻時の対応力の強化が重要であるとの認識に立ち、リーマン・ブラザーズ証券の破綻の経験や FMI 原則の制定を踏まえ、清算機関としての機能強化に向けた各種の取組みを行っている。

信用リスク管理に関しては、参加者破綻時における損失補填のための財務資源拡充について、本年 12 月末までに結論を出すべく参加者を交えた検討を行っている。このうち、当初証拠金の計算方法等については、EMIR への対応を念頭に見直した。なお、本年 9 月に欧州の第三国清算機関としての認証申請を行った。

³⁵ 「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(2013 年 6 月)を参照。

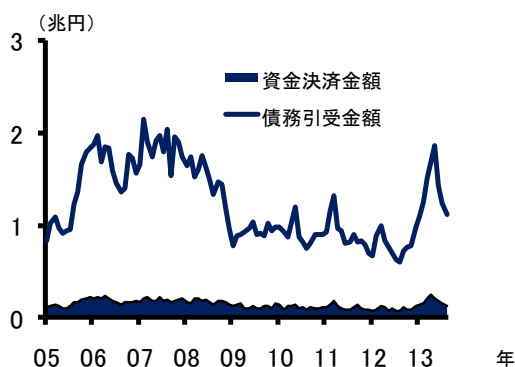
流動性リスク管理に関しては、2012年7月に、清算機関に対する債務負担額が最大となる清算参加者とその関係法人の破綻が生じた場合の流動性所要額の算出と、清算参加者を交えた流動性調達方法の検討を開始した。

今後は、取引規模の拡大にあわせて、こうしたリスク管理手法の強化等に向けた検討結果を着実に実現していくことが重要である。

(5) ほふりクリアリング (JDCC: JASDEC DVP Clearing Corporation)

JDCC は JASDEC の 100% 子会社であり、取引所外で行われる金融機関間の株式取引等の振替に関する清算業務を行っている。2012 年度の債務引受額は、8,762 億円(1営業日平均)、資金決済金額は 1,113 億円(同)と、前年度並みの水準であったが、2012 年末以降は、株価上昇等に伴う株式取引の活発化を受けて、高水準で推移している(図表 3-8)。

図表 3-8 JDCC の債務引受金額と資金決済金額



注) いずれも各月の1営業日平均。
出所) 日本銀行「決済動向」

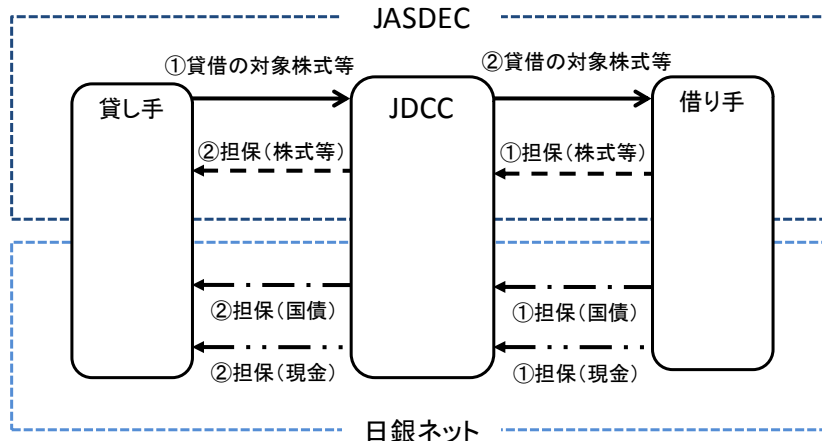
JDCC は、株式等の売買取引に伴う証券・資金の授受について、決済日当日に債務引受を行い、証券決済にかかる元本取りはぐれリスクを削減し、資金決済の確実な履行を図る機能を提供している。一方、貸株取引については、こうした機能を提供する清算機関がない³⁶。このため、2008 年のリーマン・ブラザーズ証券の破綻時に同社と貸株取引を行っていた業者の中には、株式を引き渡したものの、見合いの担保(現金)を受け取れなかった先があった。このような背景のもと、JASDEC と JDCC は主要な貸株市場参加者とともに貸株取引の決済リスク削減策を検討した³⁷。その結果、

³⁶ 証券金融会社を通じて行われる株式等の貸借取引を除く。

³⁷ 2010 年に金融庁より公表された「金融・資本市場に係る制度整備について」では、貸株取引に係る証券決済・清算体制の強化が早急に取り組むべき課題として位置づけられた。

JDCC が運営している現行の DVP 決済スキームを活用して、貸株取引における元本取りはぐれリスクを削減する清算・決済スキーム（貸株 DVP スキーム）を導入することにした（図表 3-9）。

図表 3-9 貸株 DVP スキーム



- ① JDCC は、借り手が差し入れた担保を含む確保資産の範囲内で、貸し手から貸借対象株式等の引渡しを受けた上で、貸株取引にかかる債務を引き受ける。また、借り手からも、同様に、担保取引にかかる債務を引き受ける。貸借対象株式等および担保(株式等、国債)の JDCC への引渡しは 13:30 までとなっている。なお、借り手から JDCC への担保(現金)の振替は、既存の DVP 決済スキームの対象となっている株式売買取引の決済金額とネットイングされた上で 15:10 までに実行される。
- ② JDCC は、借り手から十分な担保の差入れが行われた場合や、ネットイング後の資金決済額の払込みが行われた場合、貸借対象株式等を借り手に引き渡す。また、担保(株式等、国債)も、同様に貸株取引の貸し手に引き渡す。

貸株 DVP スキームでは、現行の DVP 決済スキームと同様、JDCC が清算機関として取引当事者の間に入り、決済日当日に貸株取引にかかる債務を引き受ける。JDCC は、参加者から引き受けた貸借取引及び担保取引に係る債務に関し、資金については株式等の売買取引に伴う DVP 決済金額とネットイングし、また、証券についてはグロスベースで決済する。株式等の振替には JASDEC を、資金および国債の振替には日銀ネットを利用する。

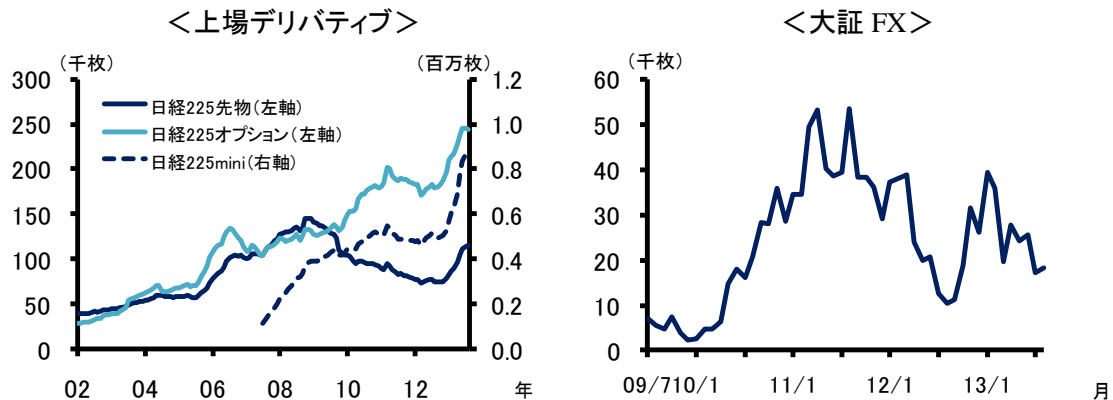
貸株 DVP スキームは、JASDEC のシステム更改に合わせて 2014 年 1 月から開始される予定であり、本スキームに係るシステム開発の進捗管理が重要となっている。

(6)大阪証券取引所(OSE: Osaka Securities Exchange)

OSE は、株式関連の上場デリバティブ取引、取引所外国為替証拠金取引(大証 FX)の管理等に関する業務を行っている。なお、上場デリバティブ取引と大証 FX の清算機能については、前述のとおり、本年 7 月に JSCC へ統合した³⁸。

OSE における 2012 年の債務引受高(1営業日平均)をみると、日経 225 オプションや小口の先物取引(日経 225mini)は、取引時間の拡大³⁹などを背景に増加を続けている。また、日経 225 先物と大証 FX も、2012 年末以降の株価上昇や円安の進行などを背景に増加に転じた(図表 3-10)。

図表 3-10 OSE における債務引受高



注1) 上場デリバティブの計数は、各月における過去 12 か月の取引高の1営業日平均。
注2) 大証 FX の計数は、全通貨合計の各月における1営業日平均。
出所) 大阪証券取引所

(7)東京金融取引所(TFX: Tokyo Financial Exchange)

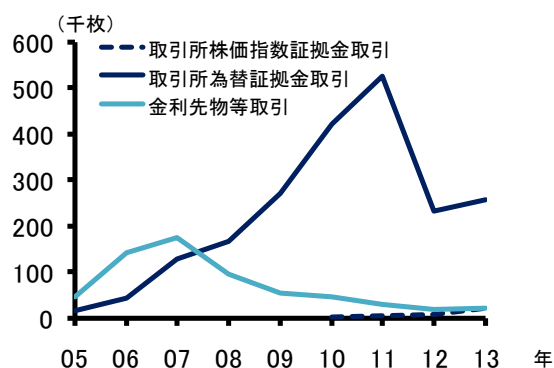
TFX は、金利先物等取引、取引所外国為替証拠金取引、取引所株価指数証拠金取引といった各種の金融デリバティブ商品を上場するとともに、それらの商品の取引に関する清算業務を行っている。

取引数量をみると、金利先物等取引は、低金利環境が続くもとで減少している。取引所外国為替証拠金取引は、2012 年 1 月から取引所取引に対する税制上のメリットが剥落したこともあり大幅に減少したものの、足もとでは持ち直している。また取引所株価指数証拠金取引は、2010 年 11 月の上場以来、緩やかに増加している(図表 3-11)。

³⁸ OSE の株式取引は本年 7 月に東京証券取引所(TSE)に移管された。なお、OSE の株式取引の清算業務は、これまでも JSCC が行っている。

³⁹ OSE では、上場デリバティブの夜間取引の終了時間を、2011 年 7 月に従前の 23 時 30 分から翌日 3 時に延長した。

図表 3-11 TFX における取引数量



注) 各年の1営業日平均(2013年は8月末まで)。
出所) 東京金融取引所

TFXでは、FMI原則に対応するため、信用リスクおよび流動性リスクに備えた財務資源の見直しに取り組んでいる。具体的には、上記の3つの商品それぞれについて、同原則に適合するストレスシナリオを設定したうえで、ストレステストにより算出した損失補填財源の所要額および流動性財源の所要額が、財務資源の保有額に反映される制度の構築を検討している。また、本年9月、欧州の第三国清算機関としての認証申請を行った。

このほか、TFXでは、金利先物等取引システムについては2014年2月に、証拠金取引システムについては本年10月に、それぞれ更改を予定している。これにより取引の利便性が向上するとともに、システム障害時のバックアップシステムへの切り替えの瞬時化や、証拠金取引システムのバックアップシステムの設置による事業継続性の向上といったオペレーショナル・リスク面の改善が実現する見込みである。こうしたシステム更改はTFXの機能向上にとって重要であり、着実に進めていくことが期待される。

(8) DTCC データ・レポジトリ・ジャパン(DDRJ: DTCC Data Repository Japan)

DDRJはDTCC(Depository Trust & Clearing Corporation)グループ内にあるDeriv/SERV⁴⁰の子会社として2012年4月に設立された。

わが国においては、本年4月から、店頭デリバティブ取引のデータを保存し、金融庁に報告することが義務付けられた。取引データの金融庁への報告は、清算が行われた取引については清算機関を介して行い、それ以外の取引については取引当事者が金融庁に対して直接行うか、金融庁が指定した取引情報蓄積機関を介して行うこととされている。

⁴⁰ Deriv/SERVは、現在、米国・欧州・シンガポールにデータセンターを設置している。

DDRJは、金融庁から指定を受けたわが国唯一の取引情報蓄積機関で、本年9月時点で、34金融機関に利用されている。DDRJは、関係当局や参加者に対して、適時かつ正確なデータを提供し、市場の透明性を一層高めることに貢献するため、その情報システムの安定性や利便性をさらに向上させていくことが期待されている。

(9) 海外の金融市場インフラ等

以下では、日本銀行が国際協調オーバーサイトに参加している海外の金融市場インフラ等の現状について整理する⁴¹。

イ. CLS: Continuous Linked Settlement

CLS は、主要通貨の外国為替取引を対象とするクロスボーダーの決済システムで、ニューヨークに本拠を置くCLS 銀行が運営している。CLS はPVP 機能を提供し、外国為替取引の決済リスクを削減する重要な役割を担っている⁴²。日本銀行を含む関係中央銀行は CLS に対する国際協調オーバーサイトの仕組みを作り、米国連邦準備制度を中心に CLS に対する様々な働きかけを行っている。

わが国における外国為替取引の決済は、CLS と外国為替円決済制度を通じて行われているが、近年は CLS のシェアが高まっている。2012 年中の CLS の決済金額（円取引分）は、ほぼ前年並みの水準で推移したものの、2012 年末からは外国為替市場の取引高の増加を反映して前年に比べ大幅に増加している（図表 3-12）。一方、外国為替円決済制度の決済金額の伸びは CLS 決済の伸びと比べて小幅であったため、外国為替取引の決済に占める CLS のシェアは一段と高まっている。

⁴¹ 日本銀行では、本文で紹介している3つの海外の金融市場インフラ等のほか、本年7月、ベルギーに本拠を置く国際証券集中保管機関である Euroclear Bank に対する協調オーバーサイトの枠組みを構築した。

⁴² CLS は2012年7月に、米国金融安定監視協議会（FSOC）より、ドッド・フランク法に基づく「システム的に重要な金融市場ユーティリティ（SIFMU: Systemically Important Financial Market Utility）」に指定された。

図表 3-12 CLS 等の決済金額(円取引分)



注) いずれも各月の1営業日平均。

出所) CLS、日本銀行「決済動向」

この間、CLS では、安定運行の確保に向けて、リスク管理の厳格化、業務継続体制の強化を進めてきている。たとえば CLS は、ニューヨークとロンドンのいずれかの拠点が機能していれば業務を行える体制を整備している。これにより、2012 年 10 月に米国東海岸を襲ったハリケーン「サンディ」の影響で一時的にニューヨークでのオペレーションが困難になった際も、速やかにロンドンでのオペレーションに切り替えることにより、決済業務を問題なく継続することができた。

また、近年、CLS では、PVP 決済のカバレッジを拡大し、外国為替決済に伴うリスクの一層の削減を図る観点から、以下のような施策を進めている。

- ① 決済対象通貨(17 通貨)のさらなる拡大に向けた検討。具体的には、ブラジル・リアル、チリ・ペソ、中国・人民元、ロシア・ルーブル、タイ・バーツ等のアジア・エマージング諸国の通貨が検討対象。
- ② これまで原則として取扱いのなかった当日物取引を決済するための仕組み(同日決済セッション)の検討。第1弾として、時差が小さく、通貨ペアとしての取引量が相対的に多い米ドルとカナダドルの取引について、本年9月より同日決済セッションの稼働を開始した。将来的には、他地域での同日決済セッションも検討する予定である。

CLS によるこうした新しいサービスの提供においても、頑健な IT システムの構築や流動性等に関する厳格なリスク管理が重要となる。流動性リスクを例にとると、CLS では決済の階層化が進んでおり、比較的少数の直接参加者を經由して非常に多くの

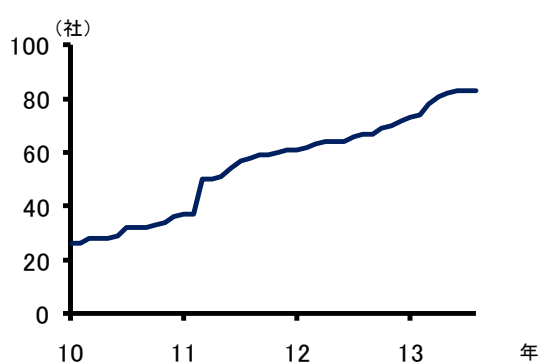
間接参加者が決済を行っている⁴³。このような構造のもとでは、ある主要な直接参加者が CLS への支払いを履行できない状況に陥った場合、CLS および参加者全体の流動性に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって、CLS 決済を円滑に行う上で必要となる流動性資源の確保や、特定参加者への決済の集中リスクへの対応は引き続き重要な課題である。

さらに、各国で店頭デリバティブ取引の市場参加者に対し清算機関の利用を義務付ける動きが広がっている中で、CLS が今後外国為替デリバティブ関連の清算機関とどのような関係を構築していくかなども重要な点となっている。

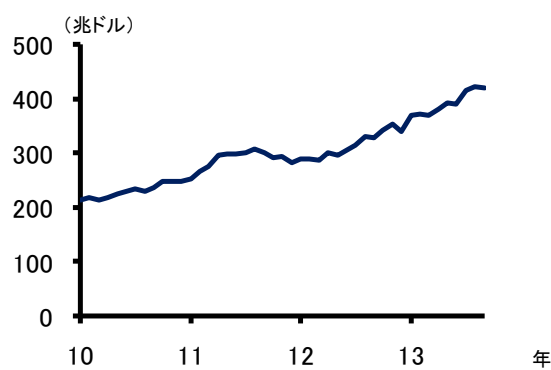
□. LCH SwapClear

LCH. Clearnet Group(LCH)は、日本円を含む 17 通貨の店頭金利スワップ取引について清算サービス(SwapClear)を提供している。G20 ピッツバーグ・サミットでの合意に基づいて進められている店頭デリバティブ市場改革を受け、SwapClear の参加者数や債務引受残高も近年増加傾向にあり、本年 9 月末の債務引受残高は 421 兆ドルとなっている(図表 3-13、3-14)。また、同時点の円建て取引の債務引受残高は 2,637 兆円と、全通貨取引の 6%程度を占めている。

図表 3-13 LCH SwapClear の参加者数 図表 3-14 LCH SwapClear の債務引受残高(全通貨合計)



出所) LCH. Clearnet Group



出所) LCH. Clearnet Group

⁴³ 2012 年末時点では、CLS への支払指図の送信および CLS に開設した自己名義の口座を通じて資金決済を行うことができる「決済メンバー」は 62 先、CLS への支払指図の送信は自ら行うものの資金決済は予め指定した決済メンバーの CLS 口座を通じて行う「ユーザーメンバー」は 2 先、これら以外の一般顧客(「サードパーティー」)は 13,877 先。なお、決済メンバーであっても、母国通貨以外の通貨の CLS との受払いについては、現地の主要な金融機関(「ノストロ・エージェント」)に委託していることが多い。

店頭デリバティブ市場改革では、店頭デリバティブ取引のグローバル清算機関に対する国際的な監督・オーバーサイト体制の構築を、同取引の清算集中を実現する上での優先課題のひとつと位置付けている。これを受け、日本銀行を含む主要国の監督当局や中央銀行は、2012年に SwapClear の監督・オーバーサイトにかかる国際協調の枠組みを構築した。

清算集中義務の実施が本格化する中、FMI 原則の適用により清算機関に対するリスク管理要件が強化されている。そうした中で、LCH は現在取り組んでいる信用リスクおよび流動性リスクの管理体制強化やガバナンス体制の見直しを着実に進めていくことが期待される。また、ロンドン証券取引所による LCH の買収や、米国法人 (LCH.Clearnet LLC) 設立に伴う米国規制への対応が SwapClear の運営に及ぼす影響も注目点となっている。

ハ. SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication

SWIFT は、金融取引のための国際的な金融通信ネットワークを金融機関等に提供している。SWIFT に対しては、その適切なガバナンスやリスク管理体制を整備する観点から、日本銀行を含む G10 諸国の中央銀行による国際協調オーバーサイトが行われている⁴⁴。また近年、新興国において SWIFT 通信サービスの利用が拡大してきていることから、国際協調オーバーサイトの活動に関する情報を共有する枠組みとして、2012年には10か国・地域の中央銀行を加えた SWIFT オーバーサイト・フォーラムが設けられた。

SWIFT では、2007年以降、障害対応力の向上などを目的に、オペレーションセンターの再構築プロジェクトを進めてきた。こうした中、先端技術を取り入れたセンターをスイスに建設し、2013年半ばから稼動を開始している。

SWIFT では、2012年7月に通信サービスが約30分間停止する事故が発生した。幸い、事故の発生時刻が日本時間の深夜であったこともあり、わが国決済システムへの影響はなかったほか、他の国々における顧客への影響も限定的であった。SWIFT では、現在、事故の再発防止に向けて、リスク管理体制の強化を進めている。

金融取引のための世界的な通信サービスを提供している SWIFT にとっては、このようなオペレーション体制の強化に加え、近年サイバー攻撃が高度化、複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティ対策の強化を適切かつ着実に継続していくことが重要となっている。

⁴⁴ SWIFT は国際基準における金融市場インフラには該当しないが、SWIFT のシステム運行等に支障が生じると、世界的に大きな影響が及ぶため、国際協調オーバーサイトが実施されている。

第2節 日本銀行の取組み

1. 日銀ネットの改善

日本銀行は、日本銀行金融ネットワークシステム(日銀ネット)の運営を行っている。このうち、日銀ネット当預系は、金融機関などが日本銀行に開設している日本銀行当座預金口座の間における資金振替によって、短期金融市場取引の決済、国債取引にかかる資金決済や内国為替制度、手形交換制度、外国為替円決済制度といった民間決済システムのための資金決済を行っている。日銀ネット国債系は、日本銀行に国債口座を持つ金融機関が行う国債の売買、担保差入、貸借や、国債発行時の入札・発行・払込みなどをオンラインで処理している。

以下では、2011年11月までに完了した日銀ネットのRTGS機能の向上(次世代RTGSプロジェクト)の効果と、現在進められている新日銀ネット構築の狙いについて説明する。

(1) 日銀ネット次世代 RTGS 第2期対応

日本銀行では、2006年から2011年にかけて、日銀ネット次世代RTGSプロジェクトに取り組んできた。同プロジェクトは、①日銀当座預金上のRTGS処理に流動性節約機能⁴⁵を導入し、資金決済の効率を改善することと、②従来わが国の民間決済システムにおいて時点ネット決済で処理されてきた大口資金取引(外為円取引、1件1億円以上の大口内国為替取引)をRTGS処理し、決済の安全性を向上させること⁴⁶、の2つの施策を柱とするものであった。2008年10月、流動性節約機能の導入と外為円取引の完全RTGS化が実現され(第1期対応)、2011年11月、残っていた大口内国為替取引のRTGS化が実施された(第2期対応)⁴⁷。次世代RTGSプロジェクトの完了により、わが国における全ての大口資金取引がRTGSで決済できることとなった。

⁴⁵ 流動性節約機能とは、日銀ネットで受け付けた支払指図を一旦待ち行列に待機させておき、少ない流動性で決済が行えるような組合せを探索して同時に決済する仕組みである。詳細については、「決済システムレポート2009」、「決済システムレポート2007-2008」などを参照のこと。

⁴⁶ 外為円取引の多くと内国為替取引の決済は、従来の日銀ネットでは時点ネット決済で行われてきた。しかし、時点ネット決済は、参加者の決済不履行が生じた場合の決済の巻戻しリスクを抱えており、決済システム全体にシステムミック・リスクをもたらす。

⁴⁷ 第2期対応でRTGS化された大口内国為替取引は、件数では内国為替取引全体の1%に満たないが、金額では全体の7割を超える。

第2期対応後の日銀ネットの当座勘定(同時決済口⁴⁸)の決済件数・金額を振り返ると、2012年3月の大口内国為替取引は1営業日平均で約10.7千件、約9.5兆円に上る。これが市場取引、外為円取引に上乘せされたことで、当座勘定(同時決済口)全体の決済は、件数ベースで約3割、金額ベースで約2割増加した。大口内国為替取引の決済が集中する月末日でみると、大口内国為替取引の件数・金額は約50.9千件、約42.5兆円にのぼり、当座勘定(同時決済口)全体の決済は、件数ベースで2.1倍、金額ベースで1.8倍と大きく増加した(図表3-15)。

図表 3-15 2012年3月における当座勘定(同時決済口)取引の決済件数・金額

種類	1営業日平均			月末日		
	件数 (千件)	金額 (兆円)	1件当りの 金額 (億円)	件数 (千件)	金額 (兆円)	1件当りの 金額 (億円)
合計	44.5	54.4	12.2	95.2	98.1	10.3
うち 大口内国為替取引	10.7	9.5	8.9	50.9	42.5	8.3
市場取引	5.7	33.9	59.8	6.6	40.5	61.7
外為円取引	28.1	11.0	3.9	37.8	15.1	4.0

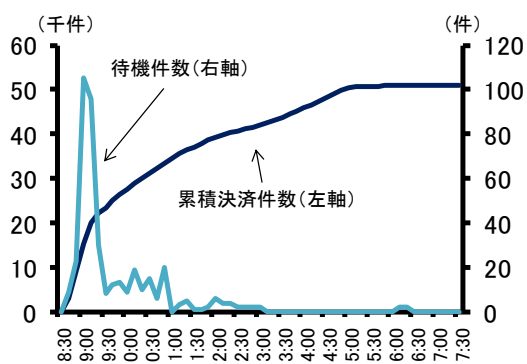
出所) 日本銀行

次に、次世代 RTGS 第2期対応で加わった大口内国為替取引が日中のどの時点で決済されているかを月末日(2012年3月末)についてみると、大口内国為替取引は、月末日にのみ設けられる内国為替専用時間帯(8時半~9時)に急ピッチで決済され、その後15時頃までほぼ一定のペースで決済が行われている。また、流動性不足から待機状態となった取引は9時前後に一時増加するものの、待機件数自体はかなり少ないことが分かる(図表3-16)。

さらに、第2期対応後の取引種類別の平均待機時間をみると、大口内国為替取引では平均59秒、市場取引では同3分12秒、外為円取引では同4分59秒と、いずれも比較的短時間内に処理されている。市場取引、外為円取引については、第2期対応前よりも平均待機時間が短縮しているが、これは、第2期対応の実施以降、金融機関が取引の集中する時間帯に流動性を潤沢に投入していることも寄与しているとみられる(図表3-17)。

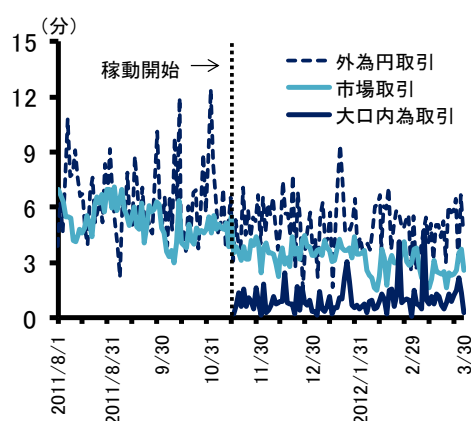
⁴⁸ 同時決済口とは、流動性節約機能を利用するために通常口とは別に設けられた決済口座であり、大口内国為替取引、市場取引(コール取引など)、外為円取引の3つの取引を処理する。

図表 3-16 次世代 RTGS 第2期対応後の大口内国為替取引の決済進捗



注) 2012年3月末。
出所) 日本銀行

図表 3-17 次世代 RTGS 第2期対応前後の平均待機時間



注) 平均待機時間は決済金額による加重平均値。
出所) 日本銀行

(2) 新日銀ネットの構築

日本銀行は、中長期的にみたコストを極力抑制しながら、金融取引のグローバル化や決済インフラのネットワーク化の進展など今後の金融サービスの変化に柔軟に対応していくため、現在の日銀ネットに代わる新たなシステム(新日銀ネット)の構築を進めている。

新日銀ネットでは、汎用性の高い情報処理技術を採用することによって、利用者の利便性を向上させている。例えば、ネットワークの通信メッセージとしてXML電文を採用しているほか、一部の取引についてはISO20022メッセージを採用し、取引の起点から最終決済までのプロセスを一貫処理するSTP(Straight-Through Processing)化をサポートしている。また、内外の決済システムや金融機関との接続性を向上させるため、金融機関やその店舗を特定するコードについては国内で広範に用いられている現行コードに加えてBICコード⁴⁹⁾を利用できるようにするほか、国債銘柄コードについてはISINコード⁵⁰⁾を採用している。

⁴⁹⁾ BIC(Business Identifier Code)とは、金融機関等の識別のために利用される国際的なコード体系。ISO(国際標準化機構)が、ISO9362として定めている。2桁の国コード(5~6桁目)を含む機関コード8桁、支店の場合はさらに3桁を加えた11桁のコードとして表現される。

⁵⁰⁾ ISIN(International Securities Identification Number)とは、債券、株式、先物等、様々な証券を識別するために利用される国際的なコード体系。ISOが、ISO6166として定めている。国名2桁、証券コード9桁、チェックデジット1桁の12桁から構成される。

さらに、新日銀ネットでは、夜間・早朝における決済ニーズにも応えられるよう、稼働時間の大幅な拡大が可能なシステム基盤を構築している⁵¹。夜間・早朝における決済ニーズとしては、例えば、海外からの円建て顧客送金の当日決済、保有する日本国債の欧米市場における担保等としての活用、非居住者との円貨・日本国債の取引等が市中から聞かれている。

新日銀ネットの稼働時間に関しては、朝方は、現状9時⁵²からとなっている稼働開始時刻を、当預系、国債系とも8時30分(延長日⁵³は7時30分)に早めるほか、夜間については、国債系の稼働終了時刻を当預系と同じ19時まで拡大する方針である。また、本年8月からは、「新日銀ネットの有効活用に向けた協議会」において、新日銀ネットの有効活用のあり方、稼働時間を更に拡大する場合の拡大幅とその実現時期について、新日銀ネットを利用する金融機関等と検討を進めている。

新日銀ネットの開発作業は、新システムへの移行を円滑に進める観点から、稼働開始時期を2段階に分けて進めている。第1期では、一部の国債発行関係事務、金融調節等入札連絡事務などの移行を予定しており、2014年1月6日に稼働を開始する予定である。第2期では、日銀当座預金決済・国債決済に関連する主要な業務の移行を予定しており、2015年秋から2016年初までの間を目途に稼働を開始する予定である。

⁵¹ 新日銀ネットの機能・仕様を決定するにあたっては、計4回の意見募集を行い、そこで寄せられた意見を踏まえて、2011年9月に最終案を確定・公表した。詳細は、「新日銀ネットの機能・仕様等について(2011年9月版<最終版>)- 現行日銀ネットからの主な変更点 -」(日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>左下部「業務上の事務連絡」-「日銀ネット関連」-「新日銀ネット関連」に掲載)を参照。

⁵² 月末日は大口内国為替取引に限り8時30分から稼働開始。

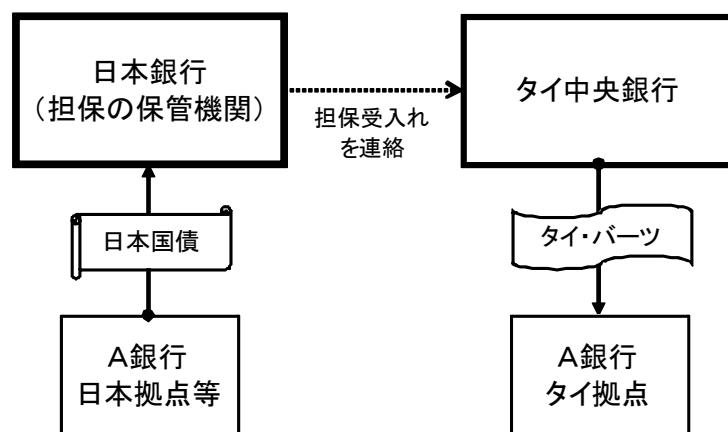
⁵³ 延長日とは、全銀ネットからの事前の要請にもとづき、為替決済の処理開始時間を16時15分から繰り下げる日をさす。

2. 海外中銀に対するクロスボーダー担保スキームの導入

日本銀行では、CPSS やアジアの中央銀行で構成する EMEAP⁵⁴ 決済システム・ワーキンググループ等を通じて各国中央銀行と密接に協力しながら、当該国における金融市場の安定の確保等に協力するため、日本国債を担保とするクロスボーダー担保スキームの導入を進めている(図表 3-18)。このスキームでは、海外の中央銀行が、日本銀行を担保の保管機関(カストディアン)として金融機関から日本国債を担保に受け入れる一方、当該国において現地通貨建て資金供給を行う。これにより、現地の金融システムが不安定な状況に陥った際にも、現地でリテール預金などの安定的な資金調達基盤を有していない外国金融機関等の資金繰りが安定化し、ひいては、金融機関の取引先である企業や現地法人に対して、安定的に現地通貨建て資金を供給することが可能となる。

これまで、日本銀行は、2011 年 10 月、タイ中央銀行との間で、同行による日本国債を担保としたタイ・パーツ資金供給策について合意した(同年 11 月開始)。また、本年 7 月には、シンガポール通貨庁との間でも、日本国債を担保としたシンガポール・ドル資金供給策を実現することについて合意した。

図表 3-18 クロスボーダー担保スキーム(タイ中央銀行とのケース)



⁵⁴ EMEAP とは、Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks (東アジア・オセアニア中央銀行役員会議)の略称。2013 年 3 月時点のメンバーは、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイの 11 か国・地域の中央銀行および通貨当局。

第3節 市場関係者の取組み

1. 国債決済期間の短縮

国債決済期間の短縮は 1990 年代後半以降⁵⁵、証券決済制度改革の主要課題のひとつとされてきた。取引の約定後、実際に証券決済が行われるまでの期間が長いと、未決済残高が積み上がり、決済リスクが増大する。2008 年のリーマン・ブラザーズ証券の破綻時には、同社を相手方とする取引の解消と再構築に時間を要する、あるいは、多額のフェイルが発生するといった事態が生じた。これを契機に、市場参加者の間では、決済期間短縮の必要性が改めて認識され、2009 年 9 月、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下、WG)が設立された。

WG では、決済期間短縮を進める上での課題が整理・検討され⁵⁶、一部の取引にかかる事務フローの標準化や電子化等の見直しを行った。その結果、2012 年 4 月 23 日約定分より、アウトライト T+2 化(GC レポ T+1 化)⁵⁷が実現した。

WG では現在、2017 年以降速やかにアウトライト T+1 化を実現することを目標として検討が進められている(図表 3-19)。これを実現するためには、GC レポの T+0 決済を可能とする取引手法や市場インフラの整備、広範な市場参加者が T+1 決済を行うための取引慣行の見直しが必要となる。

図表 3-19 国債決済期間の現状と方向性

取引の種類		2012/4月まで	現在(2012/4月～)	2017年以降速やかな実現を目標
アウトライト取引		T+3標準	T+2標準	T+1標準
レポ取引	SC(Special Collateral)レポ 資金を担保にした特定債券の調達 空売りした国債銘柄の調達目的中心	T+3中心	T+2中心	T+1中心
	GC(General Collateral)レポ 債券を担保にした資金調達中心	T+2中心	T+1中心	T+0中心

⁵⁵ わが国国債市場では、1996 年に「五・十日」決済から 7 営業日後決済(T+7)への移行が実現し、さらに翌 1997 年には 3 営業日後決済(T+3)まで決済期間が短縮された。

⁵⁶ WG では、2011 年 11 月に「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ最終報告書」を公表した。

⁵⁷ 証券会社は、アウトライト取引(買戻しや売戻しの条件を伴わない売買取引)の結果を踏まえて在庫債券残高や資金繰りを確認し、必要な資金調達を行う。GC レポ(General Collateral レポ: 債券を担保とした資金の貸借を主目的とするレポ)はこうした資金調達に活用されている。このため、GC レポの決済期間はアウトライト取引対比で 1 営業日短くなる場合が多い。他方、SC レポ(Special Collateral レポ: 現金を担保とした特定債券の貸借を主目的とするレポ)の決済期間は、アウトライト取引と同様となる場合が多い。

2. 企業決済の高度化

2011年7月、金融機関共通の資金決済インフラを活用した企業決済のあり方を検討するため、全銀協に「企業決済高度化研究会」が設立された。日本銀行は、金融機関とともに同研究会への参画を通じて、企業決済の高度化に向けた資金決済インフラの活用のあり方を検討した。2012年4月に公表された報告書では、企業の決済高度化ニーズが、①決済情報と商流情報の連携、②キャッシュマネジメントの高度化支援、③日常的な決済実務の改善、の3項目に整理された。

①に掲げられた決済情報と商流情報の連携とは、産業界で進んでいる商品の受発注から資金決済前までの段階の電子データ交換(EDI: Electronic Data Interchange)を、決済段階にまで伸ばし、業務の一層の効率化を図る取組みである。銀行界では、この点を重点課題と位置づけ、2012年7月に流通業界とともに「流通システム標準⁵⁸活用【決済情報と商流情報の連携】検討会」(事務局:流通システム開発センター⁵⁹)を設立し、具体的な活用ニーズを確認し、それを実現するための技術・制度について検討した。現在、共同実証に向けて、さらなる検討を進めている。

このほか、本年5月には、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえて開催された「官民ラウンドテーブル」の下に「資金決済サービスの向上」に関する作業部会が設置された。同作業部会では、現在、国内資金決済サービスと国際資金決済サービスに関する議論が行われている。また、日本銀行が本年7月以降、商流情報のファイナンスへの活用に関する議論を一段と深める目的で開催している「商流ファイナンスに関するワークショップ」においても、決済情報と商流情報の連携について議論がなされている。

⁵⁸ 流通業界では、2007年に業界の標準EDIである流通BMS(Business Message Standards)を制定した。これまでに、小売業147社以上(本年10月1日時点)、取引先企業5,792社以上(本年6月1日時点の推計値。うち205社が個社名を公表)が、流通BMSを既に導入ないし導入を予定している。

⁵⁹ 流通システムの合理化・標準化を目的とした機関。通商産業省(当時)が設置した「流通システム化推進会議」の提唱により、1972年に財団法人として設立。2012年に一般財団法人へ移行。

第4章 業務継続体制の強化に向けた動き

第1節 民間決済システム、金融市場の業務継続体制の強化に向けた動き

決済システムは重要な社会インフラであり、様々な障害の発生に備えて、十分な業務継続体制を整備しておく必要がある。こうした障害としては、地震や風水害等の自然災害、システム障害等の技術的災害、テロ等の人的災害、さらには感染症の発生など、多様なものが想定される。

民間決済システムでは、東日本大震災の経験とその後の政府の取組みに加え、FMI原則において業務継続体制に関する基準が厳格化されたこと⁶⁰を踏まえ、業務継続体制の強化に向けた検討・対応を進めている。具体的には、被災想定の見直し、業務継続計画に関するガイドラインの整備、自家発電設備の拡充といった対応が講じられている。また、さらなる体制強化に向けて、要員体制や代替拠点の拡充、決済システム参加者との連携や、定期的な訓練実施等を継続している。

一方、金融市場レベルでは、短期金融市場、証券市場および外国為替市場における市場参加者の間で、被災時の情報共有体制や、市場慣行の変更に関する協議・連絡のあり方などに関する体制整備が進められている。また、2010年以降、金融市場における業務継続体制整備の一環として、3市場が共同して市場レベルBCP合同訓練を行っている。本年2月には首都直下地震を想定した共同訓練が実施された。

さらに、金融業界全体でも、2010年に新型インフルエンザを対象にした所謂ストリートワイド訓練⁶¹が実施されたのに続き、2012年、2013年には、大規模地震を想定した訓練が全国銀行協会主催で実施され、金融庁および日本銀行も参加した。

金融市場、金融機関の業務継続体制をさらに強化し、わが国決済・金融システム全体の頑健性を高めていく観点からは、民間決済システムを含む業界内の訓練に止まらず、各種社会インフラも含めた横断的な訓練の実現も展望し、訓練内容の充実と参加者の拡大にさらに努めていくことが重要な課題となっている。

⁶⁰ 例えば、障害等の発生時のシステムの復旧について、旧基準が「タイムリーな」復旧を求めていたのに対して、FMI原則では、「2時間以内の」復旧という具体的要件が設定されている（原則17：オペレーショナルリスク、重要な考慮事項6）。

⁶¹ 複数の組織で共通の被災シナリオを設定し、その共通のシナリオの下で各組織がほぼ同時にそれぞれの被災時の対応に関するシミュレーションを行い、その結果を持ち寄って参加者間で解決すべき問題点を洗い出すことにより、参加者全体の業務継続体制の整備を促すための訓練をいう。複数の組織の対象範囲は、「業界内」、「業界横断」または、「国・地域ベース」など様々な段階が想定されているが、米英では、電気、ガス、通信業者なども参加する業界横断の訓練（マーケットワイド訓練と呼称されることもある）が行われている。

第2節 日本銀行の取組み

日本銀行も、様々な災害の可能性を念頭において、それらが自らの業務に及ぼす影響を最小限にいとめ、中央銀行としての責務を可能な限り円滑に遂行し続けるため、長年にわたり業務継続体制の充実に取り組んできた。

2011年度以降、東日本大震災の経験や、政府・中央防災会議で検討が進められている巨大地震（南海トラフ、首都直下）の被災想定・対策等を踏まえ、日本銀行では業務継続体制の点検を行い、今後の中期的な作業の進め方について検討するとともに、見直し作業に取り組んできた。特に、交通機関の途絶が長期化する事態に備えて、現在の業務継続体制の点検が必要と考えており、このための作業を継続的に進めている。なお、点検の結果は、「日本銀行の業務継続体制の整備状況とその評価」⁶²として公表している。

また、日本銀行では、業務継続体制の実効性向上を図るため、多様な被災想定に基づく実践的な訓練を行ってきた。2012年度は、一部のシナリオをその場で初めて知らせて行うブラインド型での災害対策本部運営訓練のほか、代替業務拠点における業務継続訓練、本店が甚大な被災を受けた場合の大阪支店での本部業務代替訓練等を行っている。さらに、日銀ネットのシステム障害を想定したバックアップシステムへの切替訓練や取引先コンピュータとの接続訓練においても、金融機関や民間決済システムからの幅広い参加を得つつ、内容の充実を図っている。

これらに加えて、日本銀行では新たな脅威に対する体制整備にも注力している。新型インフルエンザに関しては、本年4月に新型インフルエンザ等対策措置法が施行されたことを受けて、指定公共機関としての業務計画の作成や業務継続体制の整備を進めている。

この間、日本銀行では、オーバーサイトや考査、オフサイト・モニタリング等の場を通じて、民間決済システムや金融機関における業務継続体制を確認し、必要に応じて体制強化を促している。また、金融高度化セミナーなどの各種セミナーや、アンケート調査結果の公表⁶³等を通じて業務継続に関する知識の普及に努めるとともに、業界団体における検討も支援している。民間決済システムや金融機関における業務継続体制の整備は、こうした取組みもあって、全体として広がりや深さをもって着実に進展していると評価している。

⁶² 「平成23年度業務概況書」(2012年5月、日本銀行)を参照。

⁶³ 例えば、最近のものとしては、「業務継続体制の整備状況に関するアンケート(2012年9月)調査結果」(2013年1月、日本銀行金融機構局)がある。

第5章 おわりに

決済システムは重要な社会インフラのひとつであり、金融取引のグローバル化の進展や技術進歩などの環境変化にいち早く対応し、各種リスクを抑制しながらその利便性を高めていく必要がある。日本銀行は、そうした観点から、決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行、関係省庁等と緊密に連携しながら、当面、以下のような課題に取り組んでいきたいと考えている。

まず、日本の決済システムを底辺で支える日銀ネットについて、新日銀ネットの構築をしっかりと進めていく。これまでのところ、取引先金融機関や決済システム関係者の理解と協力を得つつ開発作業は着実に進んでおり、今後は、2014年1月に予定している第1期の稼動開始、2015年秋から2016年初に予定している第2期の稼動開始に向けて取り組んでいきたいと考えている。

民間金融市場インフラのオーバーサイトにあたっては、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」に則して、決済システムの安全性と効率性の向上に向けて取組みを続けていく考えである。具体的には、2012年に公表されたFMI原則において従来よりも強化された項目や新設された項目を中心に、FMI原則への適合状況を検証するとともに、必要に応じて改善に向けた取組みを促していきたい。また、重要なシステム更改を控えている金融市場インフラについては、そのプロジェクトの進捗状況を注視しながら、必要な協力を行っていく考えである。

決済慣行の見直しや、新たな仕組みづくりに向けた市場関係者の取組みについては、国債決済期間の短縮(アウトライトT+1化)の実現に向けた取組みや、企業間取引における決済情報と商流情報を連携させる取組みなどにつき、引き続き出来る限りの協力を行い、それらの実現を後押ししていきたいと考えている。

海外との関係では、CPSSやEMEAP決済システム・ワーキンググループ等を通じて各国中央銀行と密接に協力を続けつつ、クロスボーダーの決済システムの整備・強化に注力していく。また、非常時における金融市場の安定確保および流動性供給手段の拡充への協力の観点から、引き続き、海外の中央銀行のニーズを踏まえながら、海外中央銀行とのクロスボーダー担保スキームの構築を進めていく方針である。

業務継続体制の整備については、中央銀行として、今後も、サウンドプラクティス
ペーパーや定期的なアンケート調査結果の公表、オーバーサイトや考査、オフサイ
ト・モニタリング等を通じて民間決済システムや金融機関の業務継続体制の整備を促
すとともに、業界横断的な訓練などの取組みを支援していく。また、日本銀行自らも、
首都直下地震など各種被災想定の見直し結果を踏まえた点検作業や、関係省庁や
金融機関等との連携も含めた実践的な訓練を通じ、業務継続の実効性・効率性の維
持・向上に努めていく考えである。

以 上

決済システムに関する主要参考文献

原則として、2011年6月以降に公表されたもの(本文中で参照された参考文献については、それ以前に公表されたものも記載)。それ以外のものについては過去の決済システムレポートの巻末資料を参照。また、わが国決済システム等に関する主な動き(年表)については、<http://www.boj.or.jp/research/brp/psr/psrref.pdf> を参照。

日本銀行関係の刊行物

日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>

- 日本銀行「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」(2013年3月)
- 日本銀行決済機構局「東日本大震災直後の金融・決済面の動向:データに基づく事実整理」日本銀行調査論文(2013年3月)
- 日本銀行金融機構局「業務継続体制の整備状況に関するアンケート(2012年9月)調査結果」日本銀行調査論文(2013年1月)
- 日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について(2012年)」日本銀行調査論文(2012年11月)
- 土屋宰貴「流動性節約機能付 RTGS 下における業態別・取引別の資金決済動向について」日本銀行調査論文(2012年9月)
- 土屋宰貴「金融機関間の資金決済のための流動性について — 次世代 RTGS プロジェクト第2期対応実施後の変化を中心に —」日本銀行調査論文(2012年9月)
- 土屋宰貴「次世代 RTGS 第2期対応実施後の決済動向」日銀レビュー No.2012-J-11(2012年6月)
- 日本銀行「平成23年度業務概況書」(2012年5月)
- 武田憲久、武井愛、二宮拓人「決済インフラを巡る国際的な潮流とわが国への含意」日銀レビュー No.2012-J-9(2012年5月)
- 日本銀行決済機構局「次世代 RTGS プロジェクト通信 第9号(最終号)」(2012年2月)
- 日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について(2011年)」日本銀行調査論文(2011年11月)
- 日本銀行決済機構局「次世代 RTGS プロジェクト — 第2期対応を中心に —」(2011年11月)
- 日本銀行「新日銀ネットの機能・仕様等について(2011年9月版<最終版>) — 現行日銀ネットからの主な変更点 —」(2011年9月)
- 日本銀行決済機構局「企業間決済の高度化に向けた銀行界の取組み — 『企業決済高度化研究会』の設立を受けて —」日銀レビュー No.2011-J-9(2011年8月)
- 日本銀行決済機構局「次世代 RTGS プロジェクト通信 第8号」(2011年7月)

日本銀行決済機構局「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応 — 金融・決済機能の維持に向けて —」日本銀行調査論文（2011年6月）

日本銀行「決済システムレポート2010-2011」（2011年6月）

日本銀行「決済システムレポート2009」（2010年1月）

日本銀行「決済システムレポート2007-2008」（2008年10月）

国内関係機関の刊行物

日本証券業協会、日本国債清算機関、信託協会「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（2013年6月）

金融情報システムセンター「金融情報システム白書(平成25年版)」（2012年12月）

西澤裕之「革新的なリテール決済サービスの世界的な動向 — BIS 報告書『リテール決済の分野におけるイノベーション』より —」月刊消費者信用2012年9月号（2012年9月）

日本資金決済業協会「『送金サービスに関する調査』結果報告書」（2012年8月）

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」(2012年5月)

企業決済高度化研究会「『企業決済高度化研究会』報告書」（2012年4月）

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ最終報告書」（2011年11月）

証券保管振替機構、ほふりクリアリング、貸株取引専門部会「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表(改訂版)」（2011年6月）

金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」（2010年1月）

海外関係機関の刊行物

BIS 関連

BIS ホームページ <http://www.bis.org/>

バーゼル銀行監督委員会、IOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」“Margin requirements for non-centrally cleared derivatives”（2013年9月）

BIS・CPSS、IOSCO「金融市場インフラの再建(市中協議報告書)」“Recovery of financial market infrastructures — Consultative report”（2013年8月）

BIS・CPSS、IOSCO「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」“Authorities’ access to trade repository data”（2013年8月）

BIS・CPSS、IOSCO「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング(レベル1評価報告書)」“Implementation monitoring of PFMI — Level 1 assessment report”（2013年8月）

- バーゼル銀行監督委員会「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い（市中協議文書）」“Capital treatment of bank exposures to central counterparties — Consultative Document”（2013年6月）
- バーゼル銀行監督委員会「日中流動性管理のためのモニタリング指標」“Monitoring tools for intraday liquidity management”（2013年4月）
- バーゼル銀行監督委員会「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組（市中協議文書）」“Supervisory framework for measuring and controlling large exposures — Consultative Document”（2013年3月）
- バーゼル銀行監督委員会「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」“Supervisory guidance for managing risks associated with the settlement of foreign exchange transactions”（2013年2月）
- BIS・CPSS「CPSSメンバー国の決済システム統計書（2011年編）」“Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPSS countries — Figures for 2011”（2013年1月）
- BIS・CPSS、IOSCO「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」“Principles for financial market infrastructures: Disclosure framework and Assessment methodology”（2012年12月）
- BIS・CPSS「CPSSメンバー国の決済システム概説書 — 第二分冊 —」“Payment, clearing and settlement systems in the CPSS countries — Volume 2”（2012年11月）
- EMEAP「EMEAP諸国の決済システム」“Payment, Clearing and Settlement Systems in EMEAP Economies — Updated in 2012”（2012年8月）
- バーゼル銀行監督委員会「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」“Capital requirements for bank exposures to central counterparties”（2012年7月）
- BIS・CPSS「リテール決済の分野におけるイノベーション」“Innovations in retail payments”（2012年5月）
- BIS・CPSS、IOSCO「金融市場インフラのための原則」“Principles for financial market infrastructures”（2012年4月）
- BIS・CPSS、IOSCO「店頭デリバティブデータ（取引情報）の報告および集約の要件に係る報告書」“Report on OTC derivatives data reporting and aggregation requirements”（2012年1月）
- BIS・CPSS「CPSSメンバー国の決済システム概説書 — 第一分冊 —」“Payment, clearing and settlement systems in the CPSS countries — Volume 1”（2011年9月）

FSB 関連

FSB ホームページ <http://www.financialstabilityboard.org/>

FSB 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第 6 次進捗状況報告書」 “OTC Derivatives Market Reforms — Sixth Progress Report on Implementation” (2013 年 9 月)

FSB 「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』のノンバンクへの適用に関する付属文書(市中協議文書)」 “Application of the Key Attributes of Effective Resolution Regimes to Non-Bank Financial Institutions — Consultative Document” (2013 年 8 月)

FSB 「処理のための情報共有に関する付属文書(市中協議文書)」 “Information sharing for resolution purposes — Consultative Document” (2013 年 8 月)

FSB 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第 3 次進捗状況報告書」 “OTC Derivatives Market Reforms — Third Progress Report on Implementation” (2012 年 6 月)

FSB 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」 “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions” (2011 年 10 月)

米国関連

FRB ホームページ <http://www.federalreserve.gov/>

The Federal Reserve Banks, “Payment System Improvement — Public Consultation Paper,” September 2013.

Payments Risk Committee, “Intraday Liquidity Flows,” March 2012.

Morten L. Bech, Antoine Martin, and James McAndrews, “Settlement Liquidity and Monetary Policy Implementation — Lessons from the Financial Crisis,” FRBNY Economic Policy Review, March 2012.

Payments Risk Committee, “Task Force on Tri-Party Repo Infrastructure — Final Report,” February 2012.

Federal Reserve System, “The 2010 Federal Reserve Payments Study,” April 2011.

欧州関連

ECB ホームページ <http://www.ecb.int/>

ECB, “Oversight expectations for links between retail payment systems,” November 2012.

ECB, “Standards for the use of central counterparties in Eurosystem foreign reserve management operations,” November 2011.

ECB, “Eurosystem oversight policy framework,” July 2011.

ECB, “Oversight framework for direct debit schemes,” October 2010.

ECB, “Oversight framework for credit transfer schemes,” October 2010.

ECB, “Harmonised oversight approach and oversight standards for payment instruments,” February 2009.

ECB, “Oversight framework for card payment schemes — standards,” January 2008.

ECB, “Oversight standards for euro retail payment systems,” June 2003.

英国関連

BOE ホームページ <http://www.bankofengland.co.uk/>

Payments Council, “The Payments Roadmap — An Initial Report,” June 2013.

BOE, “Payment Systems Oversight Report 2012,” March 2013.

BOE, “The Bank of England’s approach to the supervision of financial market infrastructures,”
December 2012.

BOE, “Payment Systems Oversight Report 2011,” April 2012.

豪州関連

RBA ホームページ <http://www.rba.gov.au/>

オーストラリア準備銀行, “Strategic Review of Innovation in the Payments System: Conclusions,”
June 2012.

その他

OTC Derivatives Regulators Group, “Report on agreed understandings to resolving cross-border
conflicts, inconsistencies, gaps and duplicative requirements,” August 2013.